

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業

知的障害者成年後見支援センター 相談ガイドブック

はじめに《概説》

社会福祉基礎構造改革によって、福祉サービスを契約によって利用するようになりました。これまでのような、親・家族が一方的に決めていた福祉や生活を、知的障害者本人を主体とし、契約の主人公とする視点へとさまがわりさせたことの意味は極めて大きいものがあります。しかしながら、契約による福祉サービス利用は、利用者である本人と事業者との対等性をいかに担保するかについて大きな課題があり、これを解決しない限り、現代のような情報社会を乗り切ることが困難です。格差・成果主義の社会のツケが自己責任となるのでは、福祉契約は有名無実のものになってしまいます（一般消費者契約も全く同じです）。そのため、以前にもまして権利擁護の視点が不可欠になりました。つまり、成年後見制度が機能しない限り、判断能力の不十分な人の権利擁護の実効性は著しく低いものに止まります。以前のように行政へつなぐだけで良かった親・家族そして育成会の役割は、一転したとも言えます。単なる保護ではなく、親の言いなりになるのでもない、本人の希望を土台にした新たな生き方を支援する仕組みを構築しなければなりません。その意味では、社会の意識以前に、親・家族の意識改革が求められています。

育成会は、これまでも知的障害のある人たちを支援する活動を重ねて来ましたが、これからの契約時代の権利擁護を実効性のあるものにするには、仲間同士の支えあいを踏まえた上で、知的障害者本人の生活を守りつつ支援する仕組みである成年後見制度をうまく使いこなしていく必要があるでしょう。

社会にはさまざまな「相談機関」がありますが、知的障害者の成年後見を専門とする相談機関や後見支援センターは未だありません。その実現のためには、知的障害者の権利擁護を何より願う育成会こそが立ち上がらなければならないでしょう。しかもそれは、支援に結びつける単なる入り口ではなく、成年後見制度を機能させ、あるいはそれを担うに足る理念・形式・実体を伴ったものであることが求められます。そのためにも、多くの押さえておくべき点があります。

この「相談ガイドブック」は、「知的障害者成年後見支援センター」（以下、「後見支援センター」といいます）において必置となる「相談部門」が質の高いものになるよう、知的障害者に関わる相談の分類や、整理の要点そして典型例の解決方法について、福祉・法律等の専門家、そして親も加わって、さまざまな切り口から検討して作成しました。その結果、弁護士等の専門家を含む相談体制の整備が不可欠であると同時に、典型例の解決に当たっては、親・家族ではない第三者（専門家）が介入する必要性も明らかになりました。親・家族による支援には限界があることが明確になったことは、これからは福祉にとどまらず社会の多くの場面で安心できる生活を送るには、積極的に専門家を利用し、あるいはさまざまな社会資源を利用し、ある時は事業者等と対決する必要性が出てきたことを示しています。

これまで成年後見人は、親・親族であれば誰でも簡単になれるかの印象がありました。しかし、知的障害者のベスト・インタレスト（最善の利益）を追求するためには、多くの関係者による「後見支援プラン」の設定が不可欠であることも明確になりました。

このような機能を担う後見支援センターの「相談部門」が充実し、知的障害者の地域生活の拠点として機能するようになれば、それぞれの親の安心はもとより、育成会が新しい時代における知的障害者の権利擁護のための会に脱皮する契機ともなることが期待されます。

この「相談ガイドブック」が知的障害者の後見支援の相談に関わる人たちの座右に置かれて役に立つことを願っています。

《 目 次 》

◆ はじめに

◆ 1. 後見支援センターにおける相談機能の役割 5

- 1) なぜ相談機能が必要なのか
- 2) 相談機能に求められる役割
- 3) ネットワークの必要性

◆ 2. 相談者別の分類・整理・視点 7

1) 本人の場合

- (1) 漠然とした相談
- (2) 具体的な生活支援に関する相談
- (3) 成年後見制度活用に関する相談
- (4) 深刻な権利侵害（又は加害者になった場合）に関する相談
- (5) 福祉サービスへの苦情
- (6) 一般社会サービスへの苦情やトラブル
- (7) 本人からの相談に対応する場合の留意点

2) 親・家族からの場合の「視点」と踏むべき「手順」 10

- (1) 家族の抱えてきた辛さを、共感をもって受け止める
- (2) 解さほぐして話を整理し、問題点を相談者と一緒に確認する
- (3) 緊急度の高い問題については、至急、適切な関係機関へつなぐ
- (4) 相談者をエンパワメントし、表面に隠れがちなリアル・ニードを明確にする
- (5) 親・家族の課題と、知的障害者本人の課題を分ける
- (6) 解決を妨げている課題を、優先度・重要度により序列化する
- (7) 成年後見制度を利用することによって解決する点・しない点を検討する
- (8) 成年後見制度を利用する場合は、申請手続きを支援する
- (9) 並行して、親・家族の意識改革を行う
- (10) 成年後見制度利用で、親の安心を

3) 関係機関の場合 12

- (1) 成年後見制度の活用方法や制度の限界等に関わる相談
- (2) 知的障害者の特性や特有のニーズ等に関する相談
- (3) 深刻な権利侵害に関する相談
- (4) 契約時の身元保証人や医療同意の問題についての相談
- (5) 公益通報者への対応
- (6) 成年後見制度利用を進めるネットワーク作りと行政の参加

◆ **3. 相談の分類・整理** 14

1) 成年後見制度の問題

- (1) 成年後見制度はなぜ必要か
- (2) 法定後見人ができることとできないこと
- (3) 法定後見人は誰が適任か
- (4) 成年後見制度の手続き・費用・医師紹介について
- (5) 成年後見利用支援事業について
- (6) 法定後見人候補者・任意後見受任者の紹介
- (7) 親族が法定後見人となる場合の注意点
- (8) 法定後見人をめぐるトラブル

2) 親の高齢化・亡き後に備える相談 23

- (1) 不安の具体的な内容
- (2) 財産の安全な管理・有効活用
- (3) 遺言書の作成
- (4) 任意後見制度
- (5) 「一人っ子」対策

3) 親が死亡した時に必ず出会う問題 28

- (1) 遺産相続
- (2) 生活の再組み立て・将来展望（住居・生活・財産管理）

4) 権利侵害への対応 30

- (1) 犯罪被害
- (2) 虐待その他権利侵害
- (3) 犯罪加害者・被疑者
- (4) 障害特性・生活支援

5) 消費者被害 32

- (1) 悪徳商法
- (2) 専門機関との連携
- (3) 多重債務

6) 福祉サービス 34

- (1) 事業者とのトラブル
- (2) 福祉サービス利用関係（利用者負担等）

7) その他生活関係	35
(1) 居住系	
(2) 日中活動系	
(3) 金品の貸し借りの場合	
(4) 有料サイト・ダイヤルQ 2等	

◆ 4. 典型例と解決方法 36

- 1) 相続・遺産分割
- 2) 親子の高齢化
- 3) 施設関係（ケガ）
- 4) 施設関係（預け金）
- 5) 地域生活関係（グループホーム）
- 6) 地域生活関係（住宅ローンと手帳）
- 7) サラ金関係
- 8) 虐待関係
- 9) 加害関係
- 10) 犯罪被害関係
- 11) 消費者被害

◆ 5. 身上監護を適切に行っていくために（後見支援プランの作成） 47

- 1) 後見支援プランの意義
- 2) 後見支援プランの内容
- 3) 後見支援プランの作成方法
- 4) 後見支援プラン計画に基づく後見人の役割
 - 《図》知的障害者に対する後見支援プランのシート（案）
 - 《活用例》後見支援プランの作成例（1～3）

◆ 6. 成年後見制度の限界と行政の役割 54

- 1) 成年後見制度はセイフティーネットから福祉の基盤サービスへ
- 2) 成年後見制度と権利擁護
- 3) 措置の役割の変化
- 4) 新たな行政の役割 柔軟なセイフティーネットと権利擁護施策の環境整備
- 5) 保健福祉施策と一体となった権利擁護施策のグランドデザイン

◆ 1.後見支援センターにおける相談機能の役割

1)なぜ相談機能が必要なのか

知的障害者の後見支援センターに相談機能が必要な理由として、2つのことが挙げられます。

民法改正とその後の支援費制度スタート以降、知的障害のある人たちの生活を考えるうえで成年後見制度の活用が一つのテーマとして定着してきた感もあります。しかし実際のところはまだ議論の域を出ず、必ずしも全国各地での実践が広がってきているとは言えません。行政や社会福祉協議会、専門職組織による後見支援のための相談窓口も設置されてきていますが、その多くが認知症の高齢者を対象として想定しており、知的障害者や精神障害者が成年後見制度を活用していくための社会資源は少ないのが現実です。

また、知的障害者が後見制度を活用していく際に期待されているのは、多くの場合、身上監護の側面です。高齢者の場合、後見人はそれまでの人生のなかからご本人らしさを理解し、終末期に向かうその人の人生を支えていくための身上監護業務を行うこととなります。一方、知的障害者の場合、まだ若いうちから成年後見制度を活用していくという状況も考えられます。少しでも豊かな人生を送っていくためには、新しい挑戦のなかで可能性を拓いていくことも必要ですし、そのなかでご本人らしさが育まれていくということにもなります。成年後見制度の活用もなかなか定型的な枠組みには収まりにくく、一人ひとりの人生に沿っていねいに考える必要があります。

こうしたことから、知的障害者の成年後見制度活用に特化して適切な情報やアドバイスを提供したり、ご本人や家族と成年後見制度の活用を一緒に考えられる相談機能が必要とされているのです。

2)相談機能に求められる役割

知的障害者の後見支援に関わる個別の相談活動の目的は、適切な成年後見制度の活用に結びつけることです。

相談場面では、一般的な成年後見制度にかかわる知識を提供するだけでなく、成年後見制度が現実の知的障害者の生活場面でどのように役立つのかという具体的な情報や、知的障害者に理解のある専門家組織や窓口の情報、各自治体を実施する成年後見支援制度の具体的な内容等を提供することが求められます。また、相談者の抱える問題が多岐にわたり、その内容が混然として訴えられることも多くあります。後見支援に関わる相談をきっかけに他の制度も活用して問題解決がすすむよう、地域の関係機関や団体との連携が必要になります。

具体的で実践的な相談活動を行うこと。関連する生活問題が他機関との確実、適切な連携のもとに解決に向かって少しでも前進すること。後見支援センターの相談部門においては、この2つを目標に取り組みをすすめることが必要です。

3)ネットワークの必要性

後見支援センターの相談部門では、常にネットワークの構築を意識しておくことが重要です。このネットワークには、2つの意味合いがあります。

一つめは、後見制度の活用を進め、その後に選任された後見人の活動を支援していくためのネットワークづくりです。後見活動をチームで行っていく提案は後に詳述しますが、相談活動のなかでその人の生活を支えるケアチームの存在をイメージし、チームがなければ創りあげていく。そして、後見人を唯一絶対の存在と考えるのではなく、その人の生活を支えるケアチームの一員として位置づける。そんなネットワークづくりが相談のなかでは非常に大切になります。

二つめは、知的障害者の後見支援に関わる地域のネットワークづくりです。関係機関や親の会、本人の会、施設、作業所等の知的障害者の権利擁護・生活支援に関わる各団体と、成年後見の活用支援に取り組む各団体とをつなぎ、地域のなかでのネットワークをつくることが求められています。相談機能に求められるものとして、後見制度活用以外の生活課題を解決するために確実に連携していくことを挙げましたが、地域のネットワークはその基盤となるものです。また、ネットワークで知的障害者の成年後見制度活用に関わる課題を共有化することができれば、その後の新しい社会資源づくりの可能性も拓けます。ネットワークは、構成員がそのテーマでつながる必要性を認識しておくことが肝心です。また、つながっていたつもりがそうではなかったということも多々あります。常にネットワークの更新を意識し、「つながり続ける」ことをイメージしてください。一人を支えるネットワークと、その人が生きていく地域のなかでのネットワークが重層的に創られていくことが、知的障害者が成年後見制度のもとで安心して生きていくことにつながるのだと思います。

◆ 2.相談者別の分類・整理・視点

1)本人の場合

(1)漠然とした相談

知的障害者本人から相談が寄せられた場合、まずその人を支援する家族や福祉関係者等が同席しているかどうかで大きく対応が分かります。本人の周囲に支援者がいない場合には、その相談員とのつながりが唯一の命綱となる場合もありますから、まずは共感的な対応で信頼関係を結んで、そのつながりを確保することを一番の目的にしてください。その一方で、たくさんの相談機関を巡礼のように渡り歩いている人もいます。その相談内容も相談相手によって少しずつ異なっていたりすることもあります。相談機関とのつながりがその人にとっては大切な社会との接点である場合も多く、対応の終了時間を予め決める等の一定のルールの下で、もしもの場合には相談できる場所であるという関係だけは維持してください。また、あいまいで漠然とした相談の背後には、虐待や権利侵害が潜んでいる場合もありますから、不安や怒り、ストレスを感じ取れる場合には、周囲の支援者からも情報を集めて、背景を把握したり、事実確認を行うことが重要です。

(2)具体的な生活支援に関する相談

相談の内容が具体的な生活上の困りごとである場合は、基本的には生活支援サービスへつながることが原則です。しかし、その支援の中に金銭管理や郵便物管理、契約の支援、医療サービスとのつなぎ等が含まれている場合には、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業で対応することが適切な場合もありますので、特に吟味することが必要です。

また、生活支援ニーズの中には、それまで生活支援を行っていた両親や親族の老化や支援の放棄等が背景にある場合もあるので、生活面の過去経過や、家族の関係、経済的な状況等を幅広く情報収集する必要があります。

(3)成年後見制度活用に関する相談

① 親や親族からの独立の方法として成年後見制度の活用を相談してくる場合

本人が、自立した生活のための前向きな制度活用(両親、親族、雇用主、福祉サービスの支援者等からの独立・自立)を考えている場合には、現在の支援環境や今後の生活プランを把握しながら、相談対応の基本的なスタンスとしては、成年後見制度活用に賛成の立場を取ります。しかし、現状把握や将来の具体的な生活プランを作るのは本人を中心としながらも、複数の支援者たちとの共同作業が望ましいことを本人に理解させて、できる限り本人を含めたケース会議等の合意の中で成年後見制度利用を進めたいものです。

また、本人が親や親族からの独立を急いで強く望んでいる場合には、背景として、家族関係の悪化や虐待、搾取等の可能性を探ることも重要です。また、本人を家族や親族から引き離そうと誘導している第三者や団体が背後にいる可能性もありますから、本人がなぜ、どのような経過の中で、家族・親族からの自立を望むようになったのか、また本人は自立した生活として、どのような暮らしを具体的にイメージしているのか、等について、把握することも重要です。

② 福祉サービスの契約場面や部屋探し等の場面で、身寄りがないため後見人を付けるよう等と言われたことに起因する相談

この場合の成年後見制度利用は、サービス供給側の都合によるものではありませんが、将来の長期的な生活の中で生まれる成年後見ニーズやトラブル回避上でのメリット等を話して、成年後見制度活用への

良い導入とすることもできます。

しかし、成年後見制度の利用には本人にとってデメリットと感じられることもあるので、メリットとデメリットをバランス良く説明することが大切でしょう。また、対応が迫られている具体的な相談内容に応えるためには、成年後見制度の利用では間に合わない場合も多いため、直近の事態への対応と将来を見越した成年後見制度活用を整理しながら、本人を混乱させないように対応する必要があります。

(4) 深刻な権利侵害（又は加害者になった場合）に関する相談

深刻な権利侵害に対する訴えが本人から寄せられた場合には、まず身柄の安全や更なる権利侵害が発生しないような緊急対応が最優先となります。

緊急の対応を行って、本人の安全等を確保した後は、本人の心理的な外傷や不安に配慮して、医療や心理的な支援者を手配して、本人が冷静に対処できる環境を整えることが重要です。また、相談できる弁護士等からのアドバイスに沿って、警察や司法専門職等との連携を行い、相談員から次の段階の中核となる支援機関や専門職へと確実に引継ぎを行ってください。

(5) 福祉サービスへの苦情

福祉サービスへの苦情が本人から寄せられた場合には、苦情解決を担当する第三者機関等へつなぐことが基本です。苦情解決の過程は比較的長期間にわたる場合が多いので、その間本人に寄り添って、本人の苦痛や怒りが苦情として整理され、サービス供給側との新たな良い関係を築けるように、説明や謝罪がなされることを、相談を受けた機関として最後まで見極めることが必要です。どうしても関係の修復が困難な場合には、別のサービス利用に切り替えることも選択できることを本人へ提示する必要もあります。

(6) 一般社会サービスへの苦情やトラブル

一般社会の中で地域生活や就労、あるいは消費者として生活する中で、様々なトラブルや不快な経験に出会うことがあります。これらのトラブルへの対応や苦情は、福祉サービスの苦情解決機関では対応することが困難です。トラブルの相手への事実確認等は相談を受けた相談機関が担当するか、相談機関が信頼する弁護士等へ対応指針を求めるとよいでしょう。また、商品の購入や不良品等に関連した相談は、本人に代わって消費生活センターにアドバイスを求めるのも良い方法です。

事実確認等の中で、当事者双方に誤解や理解の不足があった場合には、中立的な立場でトラブルを整理して、双方の改善すべき点を示して、今後の良い関係作りを目標とした仲介を行います。一般社会サービス側に明らかな差別や、意図しないながらも障害者への配慮を欠いた対応があった場合には、相談機関は本人の代弁者として苦情を伝え、改善を要望します。

また、一般社会サービスとのトラブルや苦情の対応結果に関する情報は、統計情報として大きな価値を持ちます。もしそのような統計情報の中で、同一のサービスや企業がトラブルを繰り返している場合には、その情報をそれらの事業の監督責任を持つ自治体に通報したり、消費生活センターに相談する等して、それらのサービスの改善のために活用します。

(7) 本人からの相談に対応する場合の留意点

① 本人の苦痛や怒りにまず共感を

知的障害者本人からの相談場面では、本人の訴えが曖昧であったり、内容に矛盾がある場合も少なくありません。しかし、相談機関としては、本人の訴えやその背景にある怒りや苦痛に共感していることを

まず本人へ伝えることを重視してください。

② 関連機関との情報交換に細心の注意を

また、本人からの相談の内容について事実確認を行う場合には、本人の同意を取りながら支援機関等と連絡を取ることが大変重要です。もし本人の同意なく、本人の頭越しに情報交換を行えば、本人の信頼を失うことが懸念されます。

③ 本人の訴えや問題意識を支え、育てる相談を

本人からの苦痛や怒りの訴えや成年後見制度利用の要望は、支援サービスや他の相談機関、親族との調整の中で、なだめられ、なぐさめられる中で消滅したり、成年後見制度以外の方法での対応に代替される可能性があります。もちろんそのような解決方法も現実の対応としては容認されますが、後見支援センターの相談としては、本人の最初の訴えの怒りや苦痛の中核を把握して、代弁し、本人の権利擁護の視点から、本来的な解決や成年後見制度の活用を一貫して提案する立場を重視していきましょう。

2)親・家族からの場合の「視点」と踏むべき「手順」

(1)家族の抱えてきた辛さを、共感をもって受け止める

ここから始めることができるのが、育成会の相談の大きな利点です。しっかりと受け止めてもらえたことの安心が、当の家族の信頼を得るだけでなく、仲間にも波及し、相談機関としての信頼を増すことにもつながります。

(2)解きほぐして話を整理し、問題点を相談者と一緒に確認する

親・家族からの相談は問題が混在していることが多いので、整理が必要です。整理に当たっては、一方的に相談員が行うのではなく、相談者と一緒に、経過を辿りつつ丁寧に行うことが必要です。

(3)緊急度の高い問題については、至急、適切な関係機関へつなぐ

問題はこじらせるほど、相談者の望む解決は望めなくなるので、早急に専門家につなぎましょう。また、関係機関(公共機関・法律家等)は、必ずしも知的障害者の特性を熟知していないので、知的障害者の特性について適切な助言やコミュニケーション支援を行う必要があります。

(4)相談者をエンパワメントし、表面に隠れがちなりアル・ニードを明確にする

相談員が問題を解決するのではなく、相談者が自ら解決するのを手伝う、という意識を持って働きかけることが必要です。相談者は、隠れたニーズに気づくことで、明らかになった課題と対峙する意欲を持つことができるようになります。

(ここまでを丁寧に行うことにより、相談者との信頼関係を築くことができます)。

(5)親・家族の課題と、知的障害者本人の課題を分ける

双方の抱える問題点に、それぞれの確な対応を行う必要があります。また、双方が対立する場合には、親の安心を優先させるのではなく、本人の課題の解決に向けて、できるだけ本人の希望に添い、かつベスト・インタレストに適う生活が送れることに主眼を置きます。

(この段階までには、本人と面談し、できる限り本人の希望を聞く必要があります)。

(6)解決を妨げている課題を、優先度・重要度により序列化する

この場合も、親・家族の意向に振り回されず、本人の支援者であるとの意識をしっかりと持ちましょう。その上で、まず最低限譲れない点を明確にし、できれば親・家族の支援を得ながら、本人のベスト・インタレストを目指します。親・家族の理解を得るためには、説得するための知識・技術を持つ必要もあります。

(7)成年後見制度を利用することによって解決する点・しない点を検討する

成年後見制度の利点と留意すべき点について、的確な情報提供を行います。とりあえず、成年後見を利用しないで解決する場合には、適切・確実に他機関につなぎます(その場合でも、相談者の希望があればフォローし、必要があれば成年後見の利用を勧めましょう)。

(8)成年後見制度を利用する場合は、申請手続きを支援する

成年後見制度利用を希望する場合には、申請に関して適切な支援を行います(書類や診断書等)。また、それぞれの課題や生活環境に応じた、適切な後見人候補者を紹介します(専門家の場合、できれば専門職団体を通じて紹介を受けましょう)。

(9) 並行して、親・家族の意識改革を行う

① 知的障害者の人格を認める

障害があっても「かけがえのない一回きりの人生」です。親と子の人生は別であり、どちらかが一方的に犠牲になってはなりません。たとえ親・家族が世話・介護していても、子を支配・管理してはいけないのです。親が子の人格を認めなければ、社会の誰も認めないでしょう。

② 他の兄弟姉妹と対等に扱う

障害のある子とない子に同等の権利を認め、同等の財産を残す必要があります。親が子を一人前に扱うことで、他の兄弟姉妹も一人前に扱うようになるのです。

③ 成年後見人は人生のプランナー

親が背負った重荷を兄弟に背負わせないためにも、制度を利用して暮らす道筋を作りましょう（これを行うのが成年後見人です）。親がいなくても、地域で支援を受けながら暮らせるようにし、親・家族は余裕があれば子の生活への財政支援をしましょう。

④ 親亡き後の生活の準備を整えておく

早めに親子分離した生活を始めれば、親なしで生活している姿を確認できます（何よりの安心が目に見えます）。親は、財産の多寡を問わず、「遺言」を書きましょう（親亡き後の無用なトラブルを防止するため、明確な意思表示をしましょう）。

⑤ これからは安上がりの福祉はない

できるだけ本人自身の負担軽減を求めていくのが筋ですが、その一方で、親は子のためにしっかりと財産を残す必要があるでしょう（最低限の福祉の保障だけでなく、より豊かな生活が送れるようにもなります）。

⑥ 社会の変化と人の意識の変化

親を含めた人の「意識」は、社会の変化よりも遅れるもので、それは制度が誘導する面があります（核家族化が進んで家族介護が崩れ、介護保険や支援費制度で、ホームヘルプ利用が増えて、家庭に他人が入ることへの抵抗が薄れたのも同じです）。親による介護には限界があり、前もって準備することが必要です。また親がいつまでも抱え込んでいれば、社会は手出しを控えます。親なしに地域で生きる人が増えれば、社会も一人前の人間と認めるようになり、支援が期待されます。

(10) 成年後見制度利用で、親の安心を

子が「一人前の人格」として認められることは、親にとっても何より安心のはずです。子に残す財産が誰にも侵奪されず有効に利用される安心、親亡き後の心配から解放される安心、また自分の老後に落ち着いた生活が得られる安心もあります。それが、専門家を組み込んだ育成会の関わる成年後見であるべきでしょう。

3) 関係機関の場合

(1) 成年後見制度の活用方法や制度の限界等に関わる相談

成年後見制度にあまり知識がない福祉関連機関等からの相談の場合には、情報提供を行うと共に、問題の整理を手伝う過程で、

- 知的障害者が成年後見制度を活用することのメリット・デメリット
- 後見人等と関連機関とのチームとして後見業務を行う必要性
- 後見人等を支援するネットワーク作りの必要性と、既存ネットワークへの参加の呼びかけ等のアドバイスや提案を行っていく必要があります。

(2) 知的障害者の特性や特有のニーズ等に関する相談

知的障害者への対応やコミュニケーションに慣れていない司法専門職や警察からの相談の場合には、相談を寄せてきた専門職や関連機関と知的障害者本人との間に相談員が身を置いて、双方のコミュニケーションが円滑に進むように仲介する姿勢が重要です。

また、専門職や関連機関の対応について、知的障害者への配慮が不足していると感じた場合には、知的障害者の代弁者として、本人の権利に関する尊重や必要な配慮、システムの改善等について要望する等の役割を担うことも重要です。

(3) 深刻な権利侵害に関する相談

深刻な権利侵害や本人が加害者となっている事件については、後見支援センターを支援してくれている弁護士等の専門職や、将来設立が予定されている中央後見支援センター等の専門職に基本的な対応方針のアドバイスをまず受けることが良いでしょう。

相談を寄せた関連機関に対しては、事実確認に基づいた緊急度の判断や、緊急対応が確実に行われているかをまず確認します。対応に不備がある場合には、直ちに不足している対応に関してアドバイスをを行い、そのアドバイスが実行されるまで確認を続けます。

緊急時の対応が確実に行われた後には、警察や司法サービスとの橋渡し役を担う支援者・代弁者を用意することをアドバイスする一方、後見支援センターがそのような支援者・代弁者に対するサポート機能を担えることも伝えます。もし既存の資源の中で警察や司法機関との橋渡し役が見つからない場合は、後見支援センターがその役割を担うことになります。

深刻な権利侵害への対応が一段落した後は、長期的な支援体制を担うケアチームの一員として、成年後見制度の活用方法等について提案やアドバイスを行い、当事者が同じような被害者や加害者にならない支援体制が整うまで関与を継続します。

(4) 契約時の身元保証人や医療同意の問題についての相談

相談してくる機関が、保証人や医療同意を求めている当事者であるか否かをまず確認します。そして成年後見制度が、これらの問題への直接の対応が困難なことや即応性がないことを情報提供します。またその相談を、保証人や医療同意を含めた長期的な支援ニーズを包括的に検討する相談に修正できないか、さらに相談当事者も知的障害者本人か、又はその支援者に交代させられないかを検討します。その過程では、当事者やその支援者への連絡や事実確認を行うこととなりますが、この場合には、まだ知的障害者やその支援者が後見支援センターに相談すること自体への同意がないこともあります。従ってまず、最初に相談してきた機関に、相談の主旨の変更や支援センターに相談することへの同意を、知的障害者本人及び支援者等との間で調整してもらうことが重要です。

また、求められている保証人機能や医療同意が、形式的で吟味されていない過大な要求である場合や、求めている施設や病院側の漠然とした安心感を得るための要求である場合もあるので、求められている保証人機能や医療同意の内容について整理することも重要です。

次に、求められている具体的な保証人機能や医療同意を、行政機関も含めた既存のケアチームの中で担う可能性を検討します。この場合には、既存のケアチームも個々の業務範囲から外れる支援となる場合も多く、また施設や病院側も求めている機能が100%得られない場合もありますから、双方の合意と調整の中で検討する必要があります。このように急場を支援チームと受け入れ、施設や病院との歩みよりで対応した後は、長期的な保証人機能や再度の医療同意への対応として成年後見制度の活用を検討していきます。

(5) 公益通報者への対応

公益通報(支援サービス事業者職員や施設職員等からの内部告発)が後見支援センターに寄せられた場合には、その通報内容を厳密に記録します。そして、そのような公益通報が本来届けられるべき正しい通報窓口を探します。支援サービス事業者に関する公益通報であれば、その事業者を指導・監督する行政窓口を、施設に関する公益通報であれば、その施設の指導・監督の責任を担っている行政の所管を探します。そして、正しい窓口が見つかった場合には、通報の一次窓口として受けた責任として、その公益通報者を正しい窓口へつなぎ、その過程で公益通報者の個人情報厳密に保護して、通報者に不利益や圧力がかからないように配慮します。

また、上記の対応と並行して、その通報内容の直接の被害者になっている知的障害者及びその家族等が、自らその被害について、後見支援センターや苦情相談窓口に自然に相談する方法も検討します。

(6) 成年後見制度利用を進めるネットワーク作りと行政の参加

後見支援センター相談員は、以上のような幅広い課題への相談対応の積み重ねが、成年後見制度関連機関のネットワーク作りそのものであることを自覚することが重要です。

特に知的障害者と普段接触することが少ない機関や、成年後見制度についての知識や経験が少ない機関が関与している場合には、相談対応の過程で、知的障害者及びその支援に関する情報提供や理念等に関する啓発を行い、後見支援センターの形成しているネットワークへの参加を呼びかけます。また、行政機関に対しては同様の支援を行うと共に、既存の支援チームでは解決のつかない困難な事例に遭遇した場合に、セイフティーネットを発動する役割や、既存の制度では対応できない問題への仕組み作りや地域資源作りを、当事者意識を持って推進する役割を担うように働きかけることが重要です。

◆ 3. 相談の分類・整理

1) 成年後見制度の相談

(1) 成年後見制度はなぜ必要か

知的障害者は、社会生活をするに当たり、必要な判断を適切に行うことができない場合が多く、そのことにより本来得るべき利益を失い、持っている権利を損なう場合があります。

例えば、障害者年金を受給しても、その管理ができなければ、払込口座から払戻しを受け利用することはできません。また、今後どのようなサービスを受けるか、そのサービスが適切に履行されているか、についてチェックする適切な判断能力が必要です。

金融機関も、成年後見制度の改正や本人確認法（「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」）施行に伴い、顧客とのトラブルを未然に防止するため、本人以外の取引に慎重に対応することになり、その本人に判断能力の低下がみられる場合は、成年後見制度の利用を促し、代理権を付与された成年後見人・保佐人・補助人（以下「法定後見人」という。）でなければ取引に応じないとする対応をとることもあります。

また、支援費制度及び障害者自立支援法の施行に伴い、これまでサービス提供が「措置」であったものから「契約」へ移行するに伴い、今後サービスを受けるために契約を締結する必要があります。仮に、成年後見制度を利用せずに、家族が20歳以上の本人に代わって各種契約の締結を代行したとしても、親であっても法律上の代理権はないわけですから、その契約は原則無効ですので、その後のトラブルが心配です（本人が未成年であれば、親は親権者ですので、契約などの代理権は両親に存在します）。

成年後見制度は、精神上的障害により判断能力が低下した方を支援する制度です。

家庭裁判所は、本人の生活状況・経済状況そして障害の程度から法定後見人として最適任者を選任し、その判断能力の低下の程度に応じて代理権や同意権・取消権を付与し、法定後見人が財産管理・身上監護事務を適切に行っているかを監督することになります。これにより、法定後見人による不正行為を監視しながら、法定後見人を通じて知的障害者の権利擁護を図ることになります。

さらに、成年後見制度の理念として「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」が掲げられていますので、法定後見人・任意後見人は、ただ知的障害者の所有する財産を守るだけでなく、本人の自己決定を尊重しながら、その財産や収入を有効に利用して、その人らしい社会生活を営めるよう支援していくこととなります。

(2) 法定後見人ができることとできないこと

法定後見人ができることとできないことを整理すると下記のとおりです。

① できること

法定後見人の権限は代理権と同意権・取消権です。

(a) 代理権とは

預貯金口座から預金の払戻しを受けたり、施設と入所契約の締結することを本人に代わって行う権限のことです。代理権がないにも関わらず本人に代わって行ったこれらの行為は、無権代理行為として、選任された法定後見人などが後に承認しない限り無効です。

具体的な代理権としては、下記の項目が考えられます。

財産管理事務として

- ・ 金融財産の管理・保存・処分

- ・不動産の管理・保存・処分
- ・定期的な収入の受領および費用の支払
- ・遺産分割・相続放棄など
- ・保険契約の締結・変更・解除
- ・税金の申告など官公庁への行政上の手続き

身上監護事務として

- ・介護契約の締結・変更・解除
- ・施設入所契約の締結・変更・解除
- ・障害者自立支援法・介護保険法上の申請および異議申し立て
- ・医療契約（病院入院契約も含む）の締結・変更・解除

以上、財産管理事務と身上監護事務の主なものを列挙しましたが、その他に、訴訟の提起や和解・調停の申立て、またはこれらを弁護士に依頼することも可能です。

後見類型の場合の代理権は財産管理・身上監護事務全般に及びますが、補助・保佐類型の場合は、家庭裁判所から付与された代理権に限定されます。

(b)同意権・取消権とは

本人が、金融機関から借金した場合など、事前に補助人・保佐人が同意していなければ、本人もしくは補助人・保佐人は、その金銭消費貸借契約を取消しすることができます。その場合、借りたお金は全部返す必要はなく、「現に存する利益」のみを返還すれば足ります。

なお、後見開始の審判がなされている場合は、成年後見人が事前に同意を与えて本人が契約の締結等を有効に行うことは想定されていません。後見類型の本人は契約締結等を適切に行う能力を欠いているので、たとえ成年後見人の事前同意があったとしてもその同意どおりに適切に契約締結等をできるとは限らず、本人または成年後見人はその行為を取消しすることができます。

同意権・取消権の範囲は、補助は家庭裁判所から付与された範囲内、保佐は原則民法13条1項1号に規定された重要な財産行為（*）、後見は財産管理・身上監護に関する行為全般ですが、いずれも日常的な買物など「日常生活に関する行為」は対象外です。

*民法13条1項に規定された重要な財産行為

- 1.元本を領収しまたはこれを利用すること
- 2.借財または保証をなすこと
- 3.不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をなすこと
- 4.訴訟行為をなすこと
- 5.贈与、和解または仲裁契約をなすこと
- 6.相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をなすこと
- 7.贈与もしくは遺贈を拒絶しまたは負担付の贈与もしくは遺贈を受諾すること
- 8.新築、改築、増築または大修繕をなすこと
- 9.第602条（短期貸借）に定めたる期間を超える貸借をなすこと
（「3」には労働契約や介護契約・施設入所契約などの身上監護を目的とする役務提供契約も含むと解されています。）

② できないこと

(a) 一身専属権と解される代理行為

たとえば、婚姻、協議離婚、養子縁組、養子縁組の離縁などの身分行為、または、遺言書の作成、臓器提供の意思表示などは、法定後見人であっても代理すべきものでなく、あくまでも本人の自由意志に基づいて行うべきものであることから、法定後見人の代理権には含まれません。

ただし、裁判で離婚や養子縁組の離縁を争う場合は、その訴訟行為の代理は可能です。

(b) 本人に不利益となる行為

本人が家族と同居している場合など、世帯として協力し合いながら生活して行くことは一般的です。しかし、財産とその処分権限はその所有者個人に帰属し、家族であっても他の者はそれを侵すことはできない、という考え方から、成年後見制度を利用した場合は、本人の財産と家族の財産を明確に分け、収入と支出を別に管理していくことが必要です。

よって、経済的理由から他の親族に対する扶養の必要性を家庭裁判所も認めている場合など正当な理由がないにも関わらず、家族に対し金銭やその他の利益を供与することはできません。

また、家族の他の者を債務者とする借金について、本人の不動産を担保に入れたり、その債務の連帯保証人となることはできず、このような行為を法定後見人が行うと、場合によっては後見人を解任されることもあります。法定後見人は、家族ではなく、本人にとって利益となるか・不利益かで判断する必要があります。

一般的な家族の意識としては、仮に本人名義の財産であったとしても、家族全体の財産であり、家族のためにはこれらを費消することも当然だ、という意識が残っていることがあります。これは認められませんので注意が必要です。

(c) 資産の運用行為

法定後見人に対し、必要であれば株式や有価証券に関する取引について代理権を付与されます。この代理権には処分も含まれますが、本人の生活等に必要な資金として現金化することが想定されているだけで、基本的には保存・管理することに限定されます。つまり、高利回りを求めて運用することは法定後見人の役割ではありません。

(d) 相続税対策

一般的には、高額な資産保有者においては、相続税対策として、他の親族に対して生前贈与が行われたり、負債を伴う不動産購入などがなされていることがあります。法定後見人においては、本人の利益を図ることが職責ですので、原則このような行為は認められません。

(e) 介護行為などの事実行為

法定後見人の役割は、契約の締結や解除などの法律上の効力が生ずる法律行為を代理したり取消しすることであり、ヘルパーが行う業務は対象外となります。法定後見人である親族がこうした介護行為を担っていることはありますが、法定後見人は、ヘルパーによる介護サービスを受けられるよう手配することが本来の役割であり、直接介護行為を行うことはその役割に含まれていないと考えられています。

(f) 医療行為の同意

医療契約を締結して本人の診察を求めたり、入院契約を締結することは、法定後見人の代理権の範囲内ですが、手術をすることの同意や治療方法の選択などは、権限外の行為となります。

これについては、成年後見制度上の問題として議論されているところです。

(g) 本人死亡後の事務

法定後見人の権限は、選任審判が確定したときから後見終了時までが存続期間ですが、多くの場合

本人の死亡により後見は終了します。

よって、葬儀埋葬や相続手続きは、相続人が存在すれば相続人が行うことになります。

(h) その他の重要ポイント

以上のとおり、法定後見人は広範囲な権限が付与されますが、すべてのことを一人で決定し、遂行していくことは無理があり、家庭裁判所が法定後見人を選任したことにより、知的障害者の生活支援の全ての問題が解決するわけではありません。法定後見人が一人で問題を抱え孤立しないよう、行政や専門家を交えて問題解決を図っていく必要があります。

特に行政は、個別の事例においては法定後見人就任後も積極的に関与し、必要があればカンファレンスを開催するなど、後見人の事務の支援を行うべきであり、さらに政策的には、社会資源の充実をはかる施策を講じていく責任を果たしていくべきでしょう。

(3) 法定後見人は誰が適任か

制度改正前においては、選任される後見人は「一人」に限られていましたが、改正後は、複数の法定後見人を選任することも、法定後見人に法人が就任することも可能になりました。

まず、法定後見人の欠格事由は明示されており、欠格事由に該当する者（a 未成年者、b 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、c 破産者、d 本人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族、e 行方の知れない者）は法定後見人に選任されず、選任された後に該当することとなった場合は、法定後見人としての地位を喪失することになります。

法定後見人は、家庭裁判所が候補者に上記の欠格事由がないことを確認したうえで、本人にとっての最適者を選任することになりますが、その選任の際の考慮すべき事情（a 本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、b 後見人候補者の職業及び経歴（後見人候補者が法人である場合は、その事業の種類及び内容）、c 後見人候補者と本人との利害関係の有無（後見人候補者が法人である場合は、その代表者と本人との利害関係の有無）、d 本人の意見、e その他一切の事情（たとえば後見人候補者の心身の状態および財産状況、後見人候補者と本人との親族関係の有無、成年後見人候補者の意見など）、は審査基準として法文上明記されています。

現在家庭裁判所は、親族に適任者が存在すれば、その親族を選任していますが、後見事務の内容に応じて、財産内容が多額で複雑な場合や、身上監護面において困難な課題がある場合、また後見人候補者である親族が高齢である場合は、専門家から選任する傾向があります。さらに親族間で紛争が生じている場合も親族からは選任されず、専門家が選任されています。

さて、親族が法定後見人に選任されている場合、本人に関する紛争が生じて訴訟の提起等が必要な場合、親族の法定後見人が弁護士にその訴訟行為に関し委任することができますが、また家庭裁判所に追加的に、その紛争解決のための法定後見人に弁護士の選任を求めることも可能です。同様に身上監護に関する課題がある場合、その身上監護事務の遂行に関する法定後見人に社会福祉士の選任を求めることも可能です。

(4) 成年後見制度の手続き・費用・医師紹介について

① 法定後見の利用手続きとその費用

(a) 申立から審判確定までの手続き

法定後見は、申立て権限のある者が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行うことにより手続きが開始します。

家庭裁判所は、本人に対する調査と法定後見人の選任のための調査を行います。

具体的には、家庭裁判所調査官が申立人・法定後見人候補者・本人の面接調査、親族への意向照会、鑑定を経て審理を行い、審判がなされ、審判書謄本が申立人・法定後見人に送達されます。

家庭裁判所のうち、職員の配置数の多い各都道府県の家庭裁判所本庁においては、申立人・法定後見人候補者、そして可能であれば本人の面談についても、申立時に即日面談が行われている場合が多いので、各家庭裁判所に確認してください。

法定後見人および後見類型を除く本人への審判書謄本の送達時の一番遅い日から2週間は即時抗告（異議申立）期間です。

なお、この即時抗告は、後見・保佐・補助開始の審判に対して認められる手続きであり、これに付随する法定後見人の選任の審判については、即時抗告は認められません。つまり、申立権者以外の者が申立てた場合であるとか、精神上の障害に伴う判断能力の低下が認められないなどの理由であれば、即時抗告は認められますが、選任された法定後見人は適任ではないという理由では認められません。

この即時抗告期間である2週間以内に即時抗告の申立てがなければ、その審判は確定します。

(b)申立権者

法定後見の開始の申立手続きについては、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長が申立権者です。

ただし、後見類型・保佐類型程度の判断能力の低下がみられる本人による申立ては、申立手続きに必要な意思能力がないとして却下される可能性があるので注意を要します。

(c)申立手続き費用

申立手続きに関する裁判費用は下記のとおりです

収入印紙	後見の場合	8000円
	保佐の場合（代理権付与あり）	16000円
	保佐の場合（代理権付与なし）	8000円
	補助の場合（同意権取消権付与の場合）	16000円
	補助の場合（代理権付与の場合）	16000円
	補助の場合（同意権取消権および代理権付与の場合）	24000円
	郵便切手	4000円程度
	（管轄家庭裁判所によって異なりますので、切手の種類・枚数を確認してください。）	
後見登記用登記印紙		4000円
鑑定費用		5~10万円程度
	（鑑定が省略される場合もあります。その場合は、この費用は不要です。）	
	（管轄家庭裁判所および個別の事例により異なりますが、一定額を申立時に予納します。）	

以上の裁判費用は原則申立人負担とされていますので、本人に資力があっても、当初申立人が立て替える必要があります。ただ例外として、市区町村長による申立てに対しては、非訟事件手続法28条の規定により、本人負担を求め上申書を提出させて、本人に裁判費用の負担を命じています。近親者でない親族が申立人の場合は、上記の手続きを経ることなく、選任された法定後見人からの償還を認める場合が多いようですので、家庭裁判所に事前に確認しましょう。

上記裁判費用以外に申立手続きを弁護士・司法書士へ依頼した場合はその報酬、申立書に添付する診断書に関する費用などがあります。

申立手続きの弁護士・司法書士報酬は、申立人負担となります。ただ、疎遠であった親族が申立てに応じた場合など、特殊なケースにおいては選任された後見人からの償還が認められることもあります。

(d) 審判後の後見費用と後見人報酬

法定後見人が後見事務を行うために必要な費用は、本人の財産から支弁することになっています。この後見費用として、通信費、交通費その他の雑費のことです。本人の生活費や医療費・施設利用料等が本人の負担であることは言うまでもありません。

後見人の報酬は、家庭裁判所が法定後見人および本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当額を法定後見人に付与することができるかとされています。

これにより、親族以外の専門家後見人に対しては、本人の財産・収入、法定後見人と本人の関係、その期間に行った後見事務の内容に応じて、家庭裁判所が審判により決定します。その裁判所の判断の基準となるものは公表されておられません。

ただ、専門家が法定後見人である平均的な事例において、月額2～5万円程度の付与額が多いようです。特に不動産の売却や遺産分割など財産管理に関する課題を処理した期間の報酬額については高めになっています。親族が法定後見人に選任されている場合でも無報酬ということはありませんが、近親者の場合や推定相続人である場合は、その親族後見人は自主的に報酬付与の申立てをしないケースが多いようです。

後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選任されている場合も法定後見人と同様にその報酬付与の申立てに基づき家庭裁判所が報酬額を決定します。

② 医師の紹介

後見・保佐・補助開始の申立ておよび任意後見監督人選任申立てについては、精神上の障害により本人の判断能力を低下している旨の医師の診断書が必要です。また、後見または保佐開始の審判の審理においては、原則鑑定がなされます。家庭裁判所が医師に鑑定を嘱託することになりますが、申立てにおいて、診断書を作成した医師に鑑定を受けてもらえるか否かが確認されます。

最高裁判所では、医師が成年後見制度利用のための診断および鑑定について積極的に関与してもらえるよう、また迅速な審理などに資することを目的として、診断書および鑑定書作成の手引を用意しています。これにより、精神科の医師に限らず内科等の医師でも携われるようになり、裁判所においても精神科医師に限定された運用はなされていません。

よって、診断書を作成してもらう医師および鑑定を受けてもらえる医師は、以前より本人を診察し、その判断能力の減退過程を熟知している主治医が適任ですが、主治医が存在しない場合もしくは主治医が診断や鑑定を拒否する場合は、地域で診断や鑑定を受けてもらえる医師を把握し、それを相談者に紹介することも必要でしょう。

(5) 成年後見利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業は、介護保険サービスおよび障害者福祉サービスを利用する上で、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者が、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、制度に対する理解不足や費用負担が困難であることなどを理由に制度利用に支障をきたすことのないよう、市区町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものです。

事業内容としては、「成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施」と「成年後見制度の利用に係る経費に対する助成」の二つですが、後者の経費助成の対象は成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）と法定後見人の報酬の全部または一部となっています。

利用対象者は、a 介護保険サービスまたは障害者福祉サービスを利用し、または利用しようとする身寄りのない重度の認知高齢者・知的障害者・精神障害者、b 成年後見制度の開始申立てを市区町村長が行うことが必要と認められる者、c 法定後見人の報酬等必要な経費の一部について助成を受けなければ

成年後見制度の利用が困難と認められる者、以上三点にいずれも該当することが必要です。

日本成年後見法学会の「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成17年度報告書」によると、調査に対する回答市区町村のうち、申立経費助成利用実績のある市区町村は21.7%、後見人報酬助成利用実績のある市区町村は4.3%であり、特に後見人報酬助成が機能していないことがうかがわれます。

この他、成年後見制度に関する経費助成制度として、法定後見人・任意後見人の報酬助成を行う「公益信託成年後見制度助成基金」(委託者:社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、申立経費の立替制度として「民事法律扶助制度」(日本司法支援センター)があります。

(6) 法定後見人候補者・任意後見受任者の紹介

相談者から法定後見人・任意後見受任者の紹介を求められた場合、本人の生活および心身の状況および経済状況を把握し、短期・中長期の課題を明らかにし、その本人の後見事務に相応しい専門家や機関を紹介することになります。

その場合、成年後見制度の開始申立てに際し法定後見人候補者を紹介する場合と、任意後見受任者を紹介する場合とでは意味合いが異なります。

前者は、あくまでも候補者として推薦され、法定後見人を選任する権限と責任は家庭裁判所にあります。しかし後者は、本人が推薦を信頼し被推薦者を任意後見受任者として決定すれば、任意後見契約を締結することになり、選任責任を負う詳細な審査を行う機関は存在しません。

いずれにしても、紹介・推薦する責任を認識し、専門家であっても、直接個人を推薦するのではなく、その所属する機関を通じて紹介・推薦してもらう方がよいでしょう。

(7) 親族が法定後見人となる場合の注意点

法定後見人の法律上規定されている義務として「善良なる管理者としての注意義務(善管注意義務)」があります。これは親権者における「自己のためにすると同一の注意義務」よりも加重されています。これにより、善良なる管理者としての注意を怠り、本人に損害を生じさせた場合は、損害賠償責任を負うことになります。

具体的な注意点としては、まず、従来本人の年金等収入と自己の収入を合算して「どんぶり勘定」で生活費に充てていた場合、これを改めなくてはなりません。

また、少なくとも本人の財産を自分の財産ではなく他人の財産と認識し、本人の財産は本人名義とし、本人の収入は本人名義の預金口座へ入金して、後見人やその他家族の財産とは分別管理し、本人の預金口座から払戻しを受けたお金は本人の利益のためだけに費消し、その明細を記録し、領収書等を保存する必要があります。

家族と同居していて食費や水道光熱費などの生活費について明確に分けられない場合は、実際に家族全体でかかる生活費の額に対し、本人が負担すべき相当な月額を家庭裁判所と協議して決定し、月々その一定額を本人の財産から支出することになります。

本人の費用の収支については、きちんと金銭出納帳を記帳し、領収書をノートに貼るなどし、家庭裁判所から報告を求められた場合は、後見事務を行った期間における収支状況報告書とその時点での財産目録を作成し、前回提出した財産目録と今回提出する財産目録の差額がその期間の収支状況報告書の収支差額と合致することが必要です。そもそも、親族後見人が作成する就任時の財産目録については、内容が正確でなく、しかも財産の記載漏れなど、不備のあるものが多いという家庭裁判所からの指摘がありますので注意が必要です。

また、善管注意義務のなかには自己執行義務(本人の後見事務は選任された後見人自身が行わなければならないという義務)が含まれると考えられ、例えば、税金の申告手続きを税理士に依頼するなど専門的知識を必要とする事務以外で、親族後見人が十分対応できると考えられる事務については、正当な理由なく他の家族に代行させることはできません。

さらに、本人のベスト・インタレスト(最善の利益)のために事務を遂行することが法定後見人の職責ですので、自己の利益と相反する行為(例えば本人の所有するものを法定後見人が購入したり、法定後見人が本人から贈与を受けたりすること)はできません。

ところで近親者は、真剣に知的障害者である本人のことを考えるあまり、周囲の助言や忠告が耳に入らないことがままあります。法定後見人は、家庭裁判所や監督人の指示に従い、積極的に行政や福祉機関など周囲の助言を求め、その助言を真摯に受け止めて、いたずらにこれらと対立することなく、チームワークを形成して後見事務にあたることが大切です。

特に、大きな財産変動を伴う行為(例えば重要な財産の処分、遺産分割など)や本人の生活や療養看護に関する方針転換(例えば施設の入退所、住み替えなど)については、家庭裁判所の許可がないと無効や取消しになる場合(*)があり、カンファレンスを開き関係者の意見を求めたり、家庭裁判所等に事前に相談するなどの対応が必要です。

- * 居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が必要で、許可なくして行った場合はその処分行為は無効です。居住用不動産とは、「過去居住していた」「現在居住している」「将来居住する予定である」土地建物が含まれます。また、「処分」とは、売却に限らず、抵当権・根抵当権等の設定、賃借権・使用貸借権の設定・解除、信託、建物取壊工事請負契約などが含まれます。
- * 成年後見人で後見監督人が選任されている場合(保佐・補助で監督人が選任されている場合は含みません)は「元本の領収」以外の民法13条1項規定の重要な財産行為については、後見監督人の同意が必要です。同意なしにその行為を行うと取り消されることがあります。

(8) 法定後見人をめぐるトラブル

法定後見人選任において、家庭裁判所に対し、申立人はその候補者を推薦し、本人はその選任に際し意見を述べることができますが、選任権限は家庭裁判所にあり、しかもその選任については異議を申立てることができません。

親族が、自らを法定後見人候補者として申立てを行ったにもかかわらず、家庭裁判所は専門家を法定後見人に選任することがよくあります。家庭裁判所は、なぜ申立人が推薦した候補者ではなく、他の専門家を選任したのかについて合理的な理由があるわけですから。その理由を、申立人である親族に十分説明をして親族が納得すればいいのですが、親族が納得せず、その後、親族と専門家後見人の意見が合わず、本人の支援に支障をきたすケースがよく見受けられます。

専門家後見人を替えたい、という本人の親族からの相談がよくありますが、法定後見人を替えるには「解任」か「辞任」しかありません。法定後見人の解任については、民法上要件が定められており、「不正な行為」「著しい不行跡」「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に限られています。そして、「(3) 法定後見人は誰が適任か」の項で述べたとおり、一旦法定後見人を解任されると「家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人」に該当し、後見人などの欠格事由となって

しまい、以後後見人などに二度となれないこととなってしまうため、重大な不正行為等がない限り、家庭裁判所は解任できません。

親族と専門家後見人との間の溝が大きくなる前に対処して、協力しながら支援を進める軌道修正をすることが望ましいですが、その溝を修復できずにこじれた場合は「本人の利益」を優先し、専門家後見人に辞任を促すしかありません。しかしながら、事例にもよりますが、後任にその親族が選任される可能性はきわめて低く、再度別の専門家後見人が選任される可能性が高いことは親族も認識すべきでしょう。

法定後見人交代の際には、「本人のベスト・インタレスト（最善の利益）」を考え、公平な立場から、場合によっては親族への意見修正を促す指導しながら、親族と専門家後見人が協力して、本人を支援する体制を整える必要があるでしょう。専門家後見人に修正すべき点があるとなれば、関係者を集めたカンファレンスを開き、論点を整理して修正を促す必要があります。それでも修正しようとならない場合は、家庭裁判所に相談したり、その所属する団体に調整もしくは指導を求めることになるでしょう。

2) 親の高齢化・亡き後に備える相談

(1) 不安の具体的な内容

いままで知的障害者であるわが子の生活面、療養面そして経済的な面から支援を続けてきた両親としては、親以上に子のことを真剣に考えてくれる人はいないのではないかと、もし親以外の者が子の法定後見人になったとしても、親の子に対するような献身的支援を期待できないのではないかと、そうすると社会がどこまできちんとその子の支援の役割を果たしてくれるのであろうかと、果たして知的障害者の子一人っきりで安定した生活を送れるのであろうかと、思い悩んでいるものと思われれます。

解決すべき問題点としては、財産の承継、承継した財産と収入の管理、財産を有効利用した子の生活の支援のあり方などが考えられ、更には、子の特性に適合した生活環境の整備、子のメンタル面の援助などについて、両親が健康なうちに、早めに一定の方向性を示す必要があるのではないのでしょうか。

このことは、両親の不安を解消することにとどまらず、知的障害者である子自身の支援体制と社会生活を確立するためにも、早い時期に着手することに意義があり、当初は両親の支援とを併合した支援体制から、徐々に両親の手から離れていくことにより、生活環境の激変を回避することができ、円滑に知的障害者支援の社会化へ移行することができるものと思われれます。

一つの方向性としては、親が健康なうちから子のために成年後見制度を利用し、その後見人を中心として子を支える連携の取れた支援態勢を確立することが考えられます。親が関わるのが可能である時点においては、親を中心とした態勢とし、親の病気や死亡時においては、すぐ親に代わるような支援態勢の大枠をつくっておくことが重要と思われれます。

(2) 財産の安全な管理・有効活用

知的障害者である子を抱える世帯の財産に関する問題として、「a 子の財産管理」と、「b 親自身の認知症などによる判断能力低下時の財産管理」、それから「c 親の死亡時においてその財産承継をいかに確実にを行うか」という三点が挙げられます。

「a 子の財産管理」については、法定後見制度を利用し、当初は親もしくは家族が法定後見人となり、親族による後見が継続不可能となったときには、第三者後見人へ引き継ぐという計画が考えられます。場合によっては、最初から第三者を後見人とせざるを得ない場合もありますが、その場合は親族との連携が必要です。

また、後見事務を引き継ぐ場合は、ある程度余裕を持って行うことが必要で、親族後見人の就任時から予め検討しておいた方がいいでしょう。

「b 親自身の認知症などによる判断能力低下時の財産管理」について、予め何らかの準備をしておくすれば、任意後見制度を利用することが最もよいでしょう。法定後見制度の利用も選択肢の一部ですが、法定後見制度においては、認知症等により判断能力が低下しないと申立てできませんし、本人による申立てができないとなれば、申立手続きを行ってくれる四親等内の親族を探す必要があり、その間における財産管理は不安定な状態となります。しかし、任意後見契約の締結はあくまでも本人の自由意志により行うべきですので、周囲が強制することは適切ではありません。

「c 親の死亡時においてその財産承継をいかに確実にを行うか」という問題の対処方法としては、遺言書の作成が一般的ですが、これについては次項で説明するとして、遺言以外には信託の利用が考えられます。

信託とは財産管理制度の一つと言えます。

まず、委託者が受託者と信託契約を締結します(信託は、遺言により設定されることもあります)。その信託契約においては、受託者による信託事務遂行の指針である「信託目的」および信託によって生ずる利益を受け取る「受益者」を定めます。そして委託者は、受託者に財産を引き渡します。受託者は

定められた信託目的に従って管理・処分し、それによって得られた財産上の利益を予め定められた受益者に対し給付します。

信託の機能(信託を利用するとどんなことができるのか)としては、委託者名義の対象財産を受託者に引渡し、受託者名義に移転すること、受託者の信託行為は、その信託目的に拘束されその範囲で管理・処分がなされることから、「意思凍結機能」(委託者の意思をその意思無能力・死亡という事態にかかわらず長期間維持する機能)や「受益者連続機能」(委託者が設定した信託目的に沿って、複数の受益者に信託受益権を連続して帰属させる機能)、そして倒産隔離機能(信託契約の当事者である委託者の固有の財産から分別管理され、受託者の破産からも守られる機能)などがあると言われています。

この信託制度を利用することにより、親(委託者)が、受託者に高額の財産を信託し、知的障害者の子(受益者)がその財産全部を手にするのではなく、月々一定額の現金給付を受け取ることにより、親に何らかの事故があっても、財産全てを根こそぎ失うという不測の事態を防ぐことができます。

また「受益者連続機能」を利用することにより、第一次受益者を親自身とし、親の死後の第二次受益者を子とすることも可能です。さらに、将来子の死亡後の財産承継問題として、子に推定相続人が存在しない場合、遺言書作成をすることができなければ、原則国庫に帰属することになりますが、特定の推定相続人以外の親族をその後の第三次受益者としたり、信託契約などによりその親族を信託終了時の帰属権利者と定めることにより、相続によらない財産承継を図ることも可能です。ただ、税金に関する注意が必要です。

信託制度における受託者には忠実義務など厳格な注意義務が課せられており、さらに、信託における受託者を業として行うことを認められているのは、法令(「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」)により認められている信託銀行と信託業法により定められた参入基準を満たした株式会社である信託会社に限られています。これら信託業を行っている信託銀行等は、3千万円程度のまとまった額でなければ受託しておらず、少額の信託を実現させることが今後の課題でしょう。

(3) 遺言書の作成

財産承継、つまり、親の所有する財産をだれにどれだけ相続・遺贈させるか、という問題について、自分が思い描くとおりに実現する方法としては、遺言書を作成する方法が有効です。

遺言には主に自筆証書遺言と公正証書遺言の二つの方式があります。

自筆証書遺言については厳格な要件が定められており、a全文を自分で書くこと、b作成した日付を記載すること、c遺言者の氏名を自署し押印すること、が求められ、このうち一つでも要件を欠くと、遺言書としての効力は生じないこととなります。記載の訂正方法にも規定がありますので注意してください。承継する財産を包括的に記載する方法(「所有する財産全てを相続させる」「所有する預貯金の内その2分の1を相続させる」など)と、特定財産ごとに記載する方法どちらでもかまいませんが、後者の場合はきちんと財産を特定できるような記載をしなければなりません。なお、自筆証書遺言は、遺言者の死後、遺言書の保管者が家庭裁判所の検認の申立てをする必要があります。

公正証書遺言は、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記するもので、証人2名以上の立会いが必要です。公正証書遺言は法律の専門家である公証人が作成するものですので、その費用はかかりますが、せっかくの遺言が無効となることは避けられますし、公証人役場で遺言書の原本が保存され、間違っって遺棄したり、紛失した場合でも、謄本の交付が受けられ、また家庭裁判所の検認手続きが不要ですので、その安全性から自筆証書遺言より公正証書遺言をお勧めします。

なお、相続人には遺留分という権利があります。本来、相続人には、民法で相続ができる権利の割合

(法定相続分)が定められています。遺言により、その割合と異なる内容の遺言も有効ですが、ある程度制限を設けて、相続人の権利を保障しようという制度です。

例えば、夫婦と子(長男と長女)二人の家族のうち、その夫が亡くなった場合の各相続人の法定相続分は、妻が1/2、子が1/4ずつです。もし、夫が長男に相続財産全てを相続させる旨の遺言を残して死亡した場合、全く相続分を受け取ることができなくなった妻と長女のために、それぞれ法定相続分の半分である、妻1/4、長女1/8まで権利＝遺留分を認め、その権利行使(妻または長女が長男に対して遺留分減殺請求を行うこと)をした場合のみ取戻しができることになります。

ところが実際には遺留分減殺請求権を行使した場合、全相続財産に対する割合でその権利が認められることとなりますので、具体的な相続財産をどのように配分するかについては、協議が整わないと、家族間の訴訟等による紛争に発展します。争いを防ぐ趣旨で遺言書を作成したにもかかわらず、遺言書がもとで紛争に発展することが少なからずありますので、遺留分に留意した遺言内容とすることが大切です。

また、昨今、認知症が既に発症しているにもかかわらず、遺言書を作成させて、遺言能力の有無を争う訴訟が数多く提起されていることについても注意が必要で、このような場合は慎重な対応が求められます。

なお、遺言ができる事項は民法で定められています(*)。つまり定められた遺言事項以外を記載しても法律上の効力は生じません。例えば、遺言者に関する葬儀埋葬の執行については遺言事項ではないので、「死後の事務委任契約」で委託する必要があります。

*民法で定められている遺言事項の主なものは下記のとおりです。

相続分・遺産分割方法の指定、その指定の委託、遺贈、信託の設定、推定相続人の廃除、認知、未成年後見人の指定、遺言執行者の指定、その指定の委託など

*ただ、法定遺言事項以外は遺言書に記載できないというわけではありません。例えば「なぜこのような遺言をするのか」についての理由等を記載することにより、相続人らが遺言者の心情を理解し、遺志を尊重しようという気持ちになることにより、感情的な摩擦を防ぐ効果もあると言われてます。

具体的な遺言書作成上の注意点として、知的障害者の子の面倒をみてもらうことを期待して、その兄弟に全て相続させ、知的障害者の子には相続させない旨の内容にすることについては問題があります。兄弟の財産から支弁して面倒をみるということと、知的障害者の子の個々の財産から生活に必要な費用を支弁することとは意味合いが違います。また、兄弟が期待通りに支援しない場合、受領しなかった相続分を取り戻すことは困難です。

よって、少なくとも知的障害者の子へ相続させる遺言の内容は、最低でも法定相続分を確保することが一つの判断基準であると考えます。

(4)任意後見制度

任意後見制度は、2000年の新成年後見制度施行によって初めて創設された制度です。

本人が認知症などにより判断能力が低下して財産管理などが自分でできなくなったときのために、本人が、健康なうちに任意後見人となってくれる人を選んで、その任意後見受任者と自己の財産管理や

身上監護事務の代理権を付与する任意後見契約を締結し、本人の判断能力が低下した時に、任意後見受任者等が、任意後見人の事務を監督する任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立て、その選任審判がなされたときに任意後見契約の効力が生ずるという制度です。

これにより法定後見制度のほかにもう一つの選択肢が増えたことになります。

任意後見制度の特徴は、契約時に、本人と任意後見受任者が将来起こりうる事を想定して事前に打合せができ、任意後見人はその打合せで託された本人の「自己決定」に基づいて後見事務を遂行することができることですが、ただ法定後見制度のように取消権が付与されないことに注意が必要です。どうしても取消権が必要な場合など、任意後見契約による支援が限界であるときは、法定後見制度へ移行することになります。

任意後見制度の利用形態として、a「将来型」(任意後見契約を締結してから任意後見監督人選任されるまでの期間についてなんら契約上の手当てがなく、任意後見法のとおり任意後見監督人が選任されてはじめて後見事務が開始する形態)、b「即効型」(軽度の認知症を発症した高齢者などが、契約締結した後直ちに任意後見監督人選任の申立てをすることを見越して契約締結する形態)、c「移行型」(任意後見契約と併せて、本人の生活ぶりの定期的な見守りや財産管理・身上看護事務を、判断能力の減退を待たずに開始するための任意代理契約を締結し、判断能力が健常な間は任意代理契約で支援し、判断能力減退が見られた場合は任意後見契約に移行することを意図して契約した形態)の3つがあります。

任意後見制度の利用にあたっては、まず誰を任意後見受任者とするかが重要であり、不適任者を選任しないよう慎重な注意が必要です。

また、移行型における任意代理契約の濫用事例が発生しており、任意代理契約における監督など外部からの監視方法を講ずる必要があります。さらに即効型においては、本人の契約締結に関する意思能力の有無に関するトラブルの発生が想定されますので、慎重な対応が必要です。

いずれにしても、知的障害者を子にもつ親の将来的な支援のあり方として検討されるべきでしょう。

(5)「一人っ子」対策

「親一人子一人」である場合、その親の死亡時の問題の整理が必要です。相続については、その子が唯一の相続人であるため、特に親が遺言書を作成する必要はないと思われます。

ただ両親の一方が亡くなった相続の場合は、もう一方の親と子が相続人となり、遺言書がなければ遺産分割協議が必要となります。その場合、子については、法定後見人が遺産分割協議を行うこととなりますが、もし健在の親が子の法定後見人になっていた場合、親と子は利益が相反するので、遺産分割においては、特別代理人の選任が必要になることに注意が必要です。遺産分割を行わず、法定相続分どおりに全ての財産を相続するとしても、金融機関においては所定の書面に子の自署および実印の押印を求められますので、やはりその場合でも法定後見制度の利用が必要となります。

親の死後の葬儀埋葬などの事務については、親に法定後見人・任意後見人が選任されていたとしても、その職務は原則親の死亡とともに終了しますので、子の法定後見人が行うこととなります。もし親の死亡時に、子に法定後見人が選任されていない場合は、子自身に財産管理能力がなければ、葬儀埋葬にかかる費用についても、金融機関から払戻しを受けられないことになりかねません。

永代供養についても考えておく必要があります。永代供養とは、子の死亡後に墓地等を継承する者がいない場合に、寺院に対して長期に渡って供養をしてもらうことを依頼し、そのお布施を支払う手続きです。親の死後ではなく、子の死後のためにこの手続きをすることになりますが、そのお布施が高額となる場合は、基本的には生前の生活を優先し、子の死後において、その相続人が行うこととなります。

しかし子にとって相続人がいない場合は、子の死後、家庭裁判所が選任する相続財産管理人が、家庭裁判所から権限外行為の許可を得て行うことになります。

親の法定後見人は、親の死後においては権限がありませんし、子の法定後見人は、子が生きている間は、その財産内容にもよりますが、子の生活や療養看護を優先した財産管理をすることになりますので、法定後見人がこの手続きを行うことは通常ありません。

親が永代供養に関する手続きをその生前に済ませることもあり、その場合は、その約定を証する書面とお布施を受領したことを証する書面をもらっておくべきでしょう。寺院によって取扱いも違うので、事前に相談することが必要です。

3)親が死亡したときに必ず出会う問題

(1)遺産相続

親が死亡した場合、その相続手続きが必要になります。

遺言書が存在しない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要がありますが、遺言書がある場合は、基本的にはそれに従って手続きを進めることになります。

自筆の遺言書が見つかった場合は、その場で開封せず、家庭裁判所における検認手続きが必要で、その手続きの過程で開封されることになります。公正証書遺言の場合は、検認手続きをする必要はありません。

もし、遺言書において遺言執行者が選任されている場合は、その遺言執行者と連絡をとり、遺言者が死亡したことを通知する必要があります。

死亡した親が債務を負っていた場合は注意が必要です。債務は、基本的に法定相続分に従い、相続人が各自負担することになります。

もし、預貯金や不動産など正の財産よりも債務等の負の財産額が上回る場合は、相続放棄をすることにより、正の財産の相続しないかわりに債務を負うことを回避することができます。そのためには、被相続人の死亡を知った時から3か月以内に、家庭裁判所に手続きを行う必要があります。しかし、相続放棄をする前に相続財産を処分すると単純承認とみなされ、相続放棄することができなくなり、その結果債務を負うことになりますので、注意が必要です。

なお、相続債務については、ある一部の相続人が全て負い、残りの一部の相続人が法定相続分の債務を軽減する旨の取り決めは、相続人間のみでは決められず、債権者の承認が必要です。

遺留分の問題は、親が遺言書を作成し、その内容が知的障害者の子の遺留分を侵害している場合、つまり子の相続分が法定相続分の2分の1に満たない場合に問題となります。この場合、選任されている法定後見人は、本人の民法上の権利を実現するため、基本的には遺留分減殺請求を行うことになります。これを避けるために、親は遺言書においては、遺留分のみならず法定相続分に配慮した遺言の内容とする必要があります。

さて、不動産やその他の財産の名義を、被相続人から遺言もしくは遺産分割で取得した相続人は、その名義の変更手続きを行わないと、預金の払戻しなど処分行為はできません。手続きとしては、遺言書が存在しなければ、被相続人の出生から死亡時までの除戸籍謄本・改製原戸籍謄本等を取り寄せ、その相続人を特定し、遺産分割協議を行って、その協議書を作成することになりますが、もれなく相続人全員で遺産分割を行う必要があります。

相続人である知的障害者に判断能力がないと、遺産分割をするためには、法定後見人を付けなくてはなりません。しかしながら、法定後見人もその相続において相続人の一人である場合には、後見人と知的障害者とは利益相反することになるので、この場合、遺産分割にあたって成年後見人は知的障害者の代理はできず、家庭裁判所へ、特別代理人の選任を求める必要があります。

なお、相続税の申告期限は死亡を知った日から10か月ですので、相続税が課税される場合(*)はその期限内に申告手続きを行い、相続税を納付する必要があります。

詳細は、専門家もしくは関係機関へ確認してください。

*相続税は、相続財産額から債務などを控除し、相続開始前3年以内の贈与財産額を加算した合計額が、基礎控除額を超える場合、その超過額に対して課税されることになります。

(基礎控除額 = 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人数)

(2) 生活の再組み立て・将来展望（住居・生活・財産管理）

例えば、親と知的障害者の子が自宅で生活をしていた世帯において、親が突然死亡した場合、他にも解決すべき様々な問題があります。

問題を解決するにあたっては、直近の問題として解決すべき事項と中長期的問題として解決すべき事項に整理する必要があります。

前者としては、とりあえず子が一人暮らしをすることができる生活環境その支援、また生活費に関する財産管理の支援を図ることです。

後者としては、自宅での一人暮らしが困難な場合、施設・グループホームへの入所の検討をすることになるでしょう。

法定後見人が選任されておらず、補助・保佐・後見開始の申立てをする必要がある場合は、速やかに行う必要がありますが、緊急性のある場合は、審判前の保全処分の申立てを行うことになります。協力してもらえそうな親族がいる場合は、関わりをもってもらうようにすることも必要でしょう。

4) 権利侵害への対応

(1) 犯罪被害

犯罪被害には窃盗、傷害、詐欺等の被害(消費者被害と共通する部分もあるので、次項もご参照下さい)、そして性被害など、様々な形があります。知的障害のある人は一般的に防御能力が低く、また意思表示に困難を抱えるため、被害に遭いやすく、かつ被害を早期に的確に伝えることができないので、被害が発覚しにくいという問題があります。

そこで、知的障害のある人の犯罪被害については、まずは被害の早期発見が重要です。犯罪被害が発覚した場合は、迅速かつ的確な調査(できるだけ早い時期に聴取りの専門家に話を聞いてもらい、証拠化することが必要です)、カウンセラー等の専門家による精神的ケア、再発防止に向けた支援計画の策定が重要です。これと並行して、警察への被害届の提出や告訴・告発、加害者側への損害賠償請求も弁護士に相談するなどして検討するべきでしょう。

既に成年後見人が就いている場合、身上監護面及び財産管理面での職務が適切に行われていれば、被害の早期発見の機会が増え、また、被害発覚後の対応を円滑に進めることができます。他方、成年後見人が就いていない中で犯罪被害が発覚した場合、関係機関は、早期に要求される上記調査や、精神的ケア等の措置をとりながら、成年後見申立を(財産侵奪からの救済等緊急性がある場合は、審判前の保全処分もあわせて)検討すべきでしょう。告訴や損害賠償の請求は、本人の意思能力が低い場合、法定代理人である成年後見人でなければすることができません。また、加害者から一定の距離を置き、再発防止のために本人の生活を監督する意味でも、成年後見人の役割は大きいと言えます。

(2) 虐待その他権利侵害

虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトがあります。金銭搾取などの経済的虐待も虐待の一形態です。知的障害のある人に対する虐待の場面は、家庭における虐待、施設における虐待、サービス提供者による虐待、就労における虐待、地域による虐待など、生活全般に広がっています。

子ども(知的障害児を含む)の虐待の場合、虐待防止法、児童福祉法による発見、通報から28条申立ての一連の流れが法に規定されており、他にも、親権喪失等の手続により法的分離を図ることができます。しかしながら、知的障害者については、このような法律はありません。

知的障害者に対する虐待が発覚した場合、まずは本人の救済をしなければなりません。本人に意思能力がある場合、本人がグループホームや一人暮らしのための契約をし、虐待者からの物理的分離を図ることが考えられます。本人の意思能力がない場合には、成年後見人が本人に代わって居宅契約を締結したり、金銭搾取の対象口座を解約するなどの救出行為が必要です。虐待事案の場合、緊急性を要する事案が殆どでしょうから、成年後見の申立てと併せて審判前の保全処分の申立ても行うべきでしょう。並行して、専門家による調査や精神的ケアが必要になるのは前項と同じです。成年後見人が選任されることで、虐待者からの分離が図られるだけでなく、これにより後の虐待行為に対する監督、ひいては虐待者も含めた環境調整も期待でき、虐待防止にもつながります。

場合によっては、成年後見人を通じて虐待者に対する刑事告訴、損害賠償の民事訴訟を行うこととなります。

なお、障害者自立支援法の下でも、知的障害者福祉法16条により市町村に措置の権限が残されています。緊急的な事案については、行政に対し措置権限の活用を積極的に促していくべきです。

虐待までは至らない権利侵害についても、基本的にはここで述べた多くの対応が当てはまります。

もっとも場合によっては、権利侵害者への指導等によって状況が改善することも考えられるので、上記対応の前提として、成年後見人により改善要求を行い、かつその後の状況を監督していくという対応がとられるべきでしょう。

(3) 犯罪加害者・被疑者

知的障害のある人が犯罪の加害者や被疑者という立場に立たされたとき、まずは本人の話を聞いてみるのが大切です。障害のある人の場合、不審人物や加害者と勘違いされる場面が少なくありません。また、自分がやっていないことをやったと話してしまうこともあります。確かにその行為はあったかもしれないが、わざとではないかもしれません。

したがって知的障害のある人の場合、特に弁護士をつけることが重要です。逮捕された場合、初回無料で弁護士が派遣される当番弁護士制度があります。各地の弁護士会に連絡して、派遣依頼ができます。その他にも、お金のない人には法律扶助制度による立替制度や、国費で弁護士をつける国選弁護人制度があります。

弁護士がつくことで、冤罪を防止、是正するだけでなく、本人の主張を正確に裁判所に伝えることが可能です。また、被害弁償や示談交渉も進めやすくなります。

一方、加害の背景には、知的障害のある本人の被害が隠れていることが少なくありません。家庭内や施設内での虐待・権利侵害、金銭的に困窮した劣悪な生活環境、周囲から認められないことによる自尊心の欠如等が背景として横たわる場合、これらの問題を解決しなければ根本的な問題解決には繋がりません。

この場合、成年後見制度を利用することで、例えば虐待や権利侵害の場面から本人を分離し、生活保護受給やヘルパーの利用等必要なサービス契約を行い、或いは本人をメンタル面で支援する環境調整などが期待できます。場合によっては、背後にある被害の回復のため、成年後見人を通じて、告訴や民事訴訟を行います。

このような加害と表裏一体の被害に着目したトータルの支援を行うことで、初めて更なる加害が防止できるのです。

(4) 障害特性・生活支援

上記の権利侵害や加害事例においては、弁護士等の法律家が必要になる場面が少なくありません。ところが法律家の多くは、福祉に詳しくありません。そのため、知的障害や発達障害についての一般的な知識や、それぞれの障害特性について、法律家が気軽に問い合わせることができる窓口が必要です。

また、知的障害のある人が被害にあった場合、その被害を正確に伝えることが困難です。加害者の立場になった場合も同様です。いずれも早期の段階で一定のコミュニケーションスキルを持った者が介入し、本人の言葉を正確に聞き出し、記録化することが必要です。

これらの場面における支援については、育成会が窓口として積極的に相談に応じていくことが求められます。

5) 消費者被害

(1) 悪徳商法

知的障害のある人は、騙されやすい側面があり、また、これにつけ込んだ業者が知的障害のある人をねらい、高価な金品を買わせる、一方的に不利な契約を締結させる等の被害が後を絶ちません。

成年後見制度を利用している場合、これらの法律行為が本人の権利を侵害している場合、成年後見人が契約を取り消すことが可能です。消費者被害に遭いやすい知的障害のある人にとって、成年後見制度はまさに活躍の場です。

他方、成年後見制度を利用していない場合、現存の法律を駆使して対策をとる必要があります。訪問販売をはじめとする、このような判断力の低下につけ込む販売方法については、特定商取引に関する法律や割賦販売法により、一定期間（契約書面交付時より8日以内など）における契約解除制度、クーリング・オフが認められています。

クーリング・オフにより、契約は解除され、支払った代金が返還される場合があります。また、交付書面の記載事項に不備があったり、クーリング・オフができないと業者から説明があった場合など、既に法定の期間を過ぎていてもクーリング・オフが認められる場合もあります。もしクーリング・オフの可能性があれば、まずは業者宛ての書面を作成して出しましょう。積極的に、書面作成支援も行ってください。

仮にクーリング・オフが認められない場合でも、販売方法によっては、特定商取引法、消費者契約法、民法等による無効、取消の主張が可能です。また、知的障害のある人との契約であることに着目し、意思能力が欠けることによる無効、或いは錯誤無効の主張も積極的に行うべきです。これらの主張をする場合、成年後見人が代理して行うことが望まれます。なぜなら、権限ある者が交渉を行う必要がありますし、また、最終的に業者との解決に至った場合、合意書面には、権限ある者が調印しなければならないからです。成年後見人をつけることにより、本人の意思能力が欠如していたこと等の裏付けにもなります。

業者との話し合いがうまく行かない場合、民事訴訟等の検討に進みます。この場合も、成年後見人の存在が必要になります。

消費者被害に遭った後、成年後見人を利用するということは、その後の被害の抑制にも繋がります。同じようなことが起こらないように生活環境を整えるとともに、法定代理人の存在を業者に知らしめ、実際に被害に遭った際には取消権を行使することにより、更なる消費者被害を防ぐことが期待できます。

(2) 専門機関との連携

消費者被害の場合、忘れてはならないのが消費生活センターとの連携です。

消費生活センターは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け処理する機関ですが、全国に500箇所以上あって、アクセスが容易です。同センターは、専門的なノウハウと多くの事例を持ち合わせています。当該案件の業者についての情報も保有しているかもしれません。

相談者に了解をとりながら、同センター側に積極的に情報提供を行い、同センターからは次に何をすべきか指示を受けるなど、相談の初期段階から緊密な連携をとることが望まれます。

また、事案によっては弁護士や司法書士へつなぐことが必要です。この場合も、消費生活センターとの相互の連携を保ちながら進めることが大切です。

(3) 多重債務

知的障害のある人、特に軽度の人、お金を借りすぎて多重債務に陥ることがよく見られます。既に成年後見人がついている場合、金銭消費貸借もまた本人のために取り消すことができます。また、ついていない場合は、弁護士や司法書士に相談して、給料や年金から相当額を支払っていく目途が立てられるのであれば、任意整理、個人再生や特定調停、またこれに付随した過払金返還請求等の手続を、支払いの目途が経たなければ破産の手続をとることになります。場合によっては、契約自体の錯誤無効等を主張できる可能性があります。

ところで、知的障害のある人が多重債務に陥る背景には、そもそも生活が困窮している、金銭管理が適切でない、就労・生活支援が不十分などの事情が考えられます。これらの問題点を改善するには、現在利用しているサービスの料金面での見直し、充実した生活支援という側面での見直し、適切な金銭管理などが必要不可欠であり、そのために成年後見制度を利用することは有効と思われます。

また、もう一つの背景として、知的障害のある人が騙されやすい、そこに業者がつけ込みやすいという構図があります。これは他の消費者被害と同様で、再発防止のためには、成年後見人の選任が不可欠といえます。

6) 福祉サービス

(1) 事業者とのトラブル

本人のサービス利用を巡り、事業者側とトラブルが発生した場合、本人の代弁者が必要となります。

本人や家族の場合、事業者との関係からなかなか苦情を言っていくことが困難です。これに対して、成年後見人の場合は、客観的立場から、本人の利益だけに着目して、事業者側に苦情申立てや改善要求を行うことができます。

例えば、事業所が本人に怪我をさせてしまった場合や、サービスの内容が好ましくない場合などは、成年後見人は事業者や苦情申立機関に苦情を申し立て、改善等を要求し、或いは損害賠償の請求を行います。適切な権限行使を行うことにより、個々のトラブルの解決のみならず、サービス全体の質の向上も期待できます。

(2) 福祉サービス利用関係（利用者負担等）

福祉サービスの利用において、知的障害のある当事者が知らない間に不利益な契約を締結させられていることがあります。

例えば施設の利用契約において、寄付金名目で年金等を横領し退所時に返金しないとされている、施設を出る権利が制限されている、施設側の損害賠償義務が著しく減免されている、外出や風呂の回数が制限されているなど、サービス提供者主導で、十分な説明もなく契約に至る事案は非常に多いといえます。

このような契約条項を見直し、事業者側と対等な契約を結ぶためには、成年後見人の役割が重要です。子どもを「預かってもらっている」親としては、契約内容に文句をつけることは非常に困難です。ここでは成年後見人が契約条項を一つずつチェックし、問題のある条項については積極的に説明と必要な見直しを求め、本人の意思を尊重し、その特性や生活状況に合ったパーソナルな契約を締結すべきです。

7)その他生活関係

日常生活を営む上で、様々な事態の変化やトラブルが発生した場合、本人の代弁者として本人を守るが必要になります。

(1)居住系

親が亡くなったり、同居していた親の認知症が重くなったり、または老人施設に入居せざる得ない状況になったときには、本人が、自宅で今まで通りの生活継続を望む場合は、本人の生活力を調査した上で、家事援助等生活を営む上で必要な居宅支援をヘルパー派遣で行うことになります。その時に、居宅支援事業所との契約が発生します。本人の障害程度にもよりますが、契約内容の意味と居宅支援計画が理解できる必要がありますので、後見人等本人の代理を務める方が必要です。

また、入所施設やグループホームを希望されている場合は、基本的には事業所と契約が必要となっていますので、後見人等本人の代理を務める方が必要です。

(2)日中活動系

福祉サービス事業所を一時的にしても利用する場合は、通所事業所との契約が必要です。

施設を利用するには、1日当たりの利用料が発生します。又昼食を施設で提供してもらおうと昼食代が発生します。施設を利用した実績記録表に、利用した日ごとに印鑑を押し、施設に提出することが必要になっています。支払い方法も、現金や振り込み等支払い方法を選択することが必要です。施設から請求書が来たときにも、請求金額が正しいか確認をしてから支払うことが必要です。

(3)金品の貸し借りの場合

知的障害者の人の良さにつけ込んで、言葉巧みに金品を騙し取るたかりや恐喝紛いのことが、特に中軽度の知的障害の方に起きることがあります。時には、サラ金から借りさせることもあります。金品の被害については弁護士等に委ねることが必要ですが、大きな問題としては、見も知らない人から騙される事例はまれで、本人と何らかの関係のある人とトラブルが起きています。友人関係が希薄になりがちなことから、当事者にとっては友人関係を続けて行きたい期待もあり、求めに応じてしまうことから、深みにはまってしまうことになります。本人はトラブルになってしまった人を「やさしい人」とか「仲間」と思っていることが、より事態を深刻にさせています。結果的には悪いことをした人ですが、単純に関係を切ることだけでは解決しません。本人に気づかせると共に、本人の心の充足をどのように支援していくのが重要となっています。

(4)有料サイト・ダイヤルQ2等

携帯やパソコンを利用する方が多くなっています。その中の有料サービスであるアダルト系のサービスにOKを出してしまい、後から高額な料金を請求されることがあります。お金の多寡を理解出来ていないことが多く、好奇心で続けてしまうためです。料金体系を理解してもらうだけではなく、人間が持つ「性」として捉えていかないと、携帯やパソコンを取り上げても解決しません。高額な料金については、弁護士等に相談することで解決に向けていくことが必要です。

◆ 4. 典型例と解決方法を探る

1) 相続・遺産分割

【事例】

父親は3年前に死亡しているが、今年母親も死亡した。遺言書がなく、その相続人は姉と重度の知的障害者である弟の二人である。

姉は、「自分が今後弟の面倒を見ることになるのだから、全て自分が相続することとしたい」という意向である。

【解説】

まず、この姉に対しては、実際に行う具体的な後見事務の内容を明らかにし、法定後見人は関係機関に相談したり連携しながら後見事務を進めることを説明して、一人で抱え込まないよう助言をする必要があるかもしれません。

そして、姉自身の財産から、弟に対し恩恵的に生活費や福祉サービス費用を支出するのではなく、弟の相続分を法律上の権利として認め、弟の固有の財産とし、弟の生活のために財産を有効に利用して、生きがいのある生活ができるよう支援していく方向で考えてもらうよう示唆すべきでしょう。

この事例においては、遺言書がないので、相続人二人で遺産分割協議を行い、個々の相続財産の帰属を決める必要があります。

しかし、相続人の一人である弟は重度の知的障害者ですので、遺産分割協議を行う意思能力が存在しないと考えられます。この場合、意思無能力者との間で整った遺産分割協議は無効ですので、弟においては成年後見制度を利用し、選任された成年後見人が弟に代わって姉と遺産分割協議を行うこととなります。

ところで、成年後見人の職責は被後見人の利益を守ることですので、民法で規定されている法定相続分に見合う財産を相続する内容で遺産分割協議を成立させる必要があります。この場合、成年後見人に姉が選任された場合、姉は自分の立場と弟の成年後見人という立場では利益が相反するので、この遺産分割に限って代理権はありません。この場合、後見監督人が選任されていれば、その後見監督人が弟の法定代理人として姉と遺産分割協議を行います。選任されていなければ、特別代理人の選任を家庭裁判所に申立て、選任された特別代理人が弟に代わって遺産分割協議を行います。

いずれにしても、弟には、少なくとも法定相続分に相当する財産を相続する方向で協議を進める必要があります。

もし、遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停もしくは審判の申立てを行うこととなります。

障害の程度が軽度である場合でも、姉の言うがままに遺産分割を行って、結果として弟の相続分がゼロとなるようなこともあるので、そのような場合は知的障害者の弟や姉に対し、成年後見制度の補助を利用することを勧めるべきでしょう。

2) 親子の高齢化

【事例】

父親が亡くなり母親も高齢で認知症になっています。障害のある子も離職しました。兄弟はいません。

【解説】

この事例においては、複数の視点と対応が求められます。

1点目は、父親が亡くなり、母親が認知症で他の身内がそばにいないことで、扶養能力が、父親が居たときに対して大きく低下するとともに、本人の生活及び権利を守るために必要な、正確な情報に基づいた判断が出来なくなっています。

2点目は母親が認知症になっているために、母親の権利を守るために成年後見制度が必要になっています。

3点目は、本人が離職をした今、再就職を目指すのか、福祉就労をしていくのか、本人の日中活動を再構築していかなければなりません。

4点目は、認知症の母親以外には身内が居ないので、現在の生活状況を継続していくことが可能なのか疑問となるところです。特に生活に関しての金銭管理などは大きな不安です。この事例の場合は、成年後見制度を使い、母親と本人の生活を守ることが必要となります。

母親については、市町村の担当ワーカーと連絡をとり、要介護度や認知症の状況把握を行います。また、母親については、母親の成年後見人が必要になっています。

本人の生活は①母親との同居 ②母親と別れて単身生活 ③グループホーム等があり、本人の希望を調べます。地域生活支援センターと連絡を取りましょう。

母親との同居または単身生活を望む場合は、いずれも居宅支援が必要となりますので、居宅介護事業所と、ヘルパー派遣や居宅支援計画等に関する契約が必要になります。契約に関する内容等の理解を求められますので、成年後見人が代理人として契約に立ち会うことになります。

また、日中活動の再構築に関しては、再就労を希望する場合は、就労支援センターやハローワークの障害者窓口担当者と相談して求職活動を開始してください。

通所施設等福祉サービスを受けるには、本人の希望する福祉サービス等を選択して、希望する事業所と契約行為を行う必要が出てきます。後見人がいることによって、契約を結ぶことが出来ます。

また、年金や財産等の管理や、生活費の管理も必要となってきます。後見人が財産管理や生活費の管理をするか、あるいは市町村の社会福祉協議会が行っている、地域権利擁護事業等を利用することが考えられます。

本人の希望に応じた生活を今後も続けるためには、成年後見人と相談しながら生活を作り上げていくことが必要です。豊かな地域生活を営むためには、社会資源等を利用しながら暮らすことが必要です。そのためには、正しい情報を後見人から得て、相談しながら豊かな生活を組立て下さい。

3) 施設関係（ケガ）

【事例】

知的障害者の息子が入所している施設内で怪我をした。二度とこのようなことが起きて欲しくない。

【解説】

施設は、入所者が平穏に安全に生活を送られるよう最善の注意を払う義務を負います。しかし、四六時中個々の入所者を常時見守ることはできませんし、施設が注意義務を果たしていたとしても、不測の事故がおきないとは限りません。

事故が発生した場合、どのような状況で事故が発生し、何が原因であったか、そして同類の事故を防ぐためにはどのような対策が講じることができるかを考える必要があります。

まず、事故発生時の状況と施設の対応について説明を求め、必要があれば、ケース記録の開示を求めます。次に、何が原因なのかを模索することになりますが、それと同時に過去において同類の事故が発生したことはないか、または、今回の事故の発生を予測させる要因はなかったかについて説明を求めます。必要があれば、ケア計画や見守りの方針を確認します。

これらの作業は、何も施設と対立するのではなく、「安全な施設のあり方」を検討する絶好の機会ととらえ、施設側と入所者側の共同作業として進めるべきでしょう。

ただ、親族の立場からは、施設に対して独自に説明を求めたり、改善を要求することは情動的に困難であることが予想されます。この場合、施設内に設置されている苦情解決相談窓口を通じて第三者委員会に解決の助言等を求めたり、都道府県の福祉サービス運営適正化委員会に相談し、事情調査・斡旋・行政への通知といった手続きへつなげていくことを勧めることがよいと思われます。

そして、施設側に重大な落ち度があり、それにより損害が生じた場合は、きちんと施設側と協議を進めることを前提に、必要があれば、苦情の申立てや損害賠償訴訟の提起を検討することになります。

損害賠償を求める場合などは、家族という地位のみでは、手続きを進めていくことはできず、法定後見制度における代理権の付与が必要です。

4) 施設関係（預け金）

【事例】

施設に年金が振り込まれる預金通帳と届出印を預けていたが、その預金口座から払戻しを受けた金銭で用途が不明なものがある。

【解説】

まず、その預金口座の預金残高が急激に減少し、かつそれが継続しているなど急迫の事情がある場合は、そのような状況を止める必要があります。迅速に施設に預けている通帳・印鑑を回収したり、本人とともに金融機関へ出向き、払戻しを止める措置を行うことを要請しましょう。

さて、施設に預貯金通帳と印鑑を預けるということは、施設内の生活に必要なものはそこから払戻しを受け、購入するということについて、本人・法定後見人から委任を受けた場合と、本人が重度の知的障害者である場合は、委任契約は締結できないため、「事務管理」として施設が行っていたという二通りがあると考えられます。

いずれにしても、預貯金通帳管理者である施設は、「善良な管理者としての注意義務」をもって管理する必要があり、払戻しを受けて物品を購入する場合、本人もしくは法定後見人の承諾のもとに行うのが基本であり、もし施設独自の判断で行う場合には、低額の生活必需品に限られると思われれます。その場合も、施設は、預金およびそこから払戻しを受けた現金の収支を明らかにし、本人・法定後見人に対して報告をすることが必要です。

よって、管理者である施設は、預金通帳および金銭出納帳を明示して収支状況を明らかにし、領収書等の証票でその用途を明確に説明できるようにしていなければなりません。

仮に、用途がこれら帳簿類や証票類で説明できない場合は、善良な管理者としての注意義務を果たしていないとして、その用途不明金額分は、賠償責任を負うことになります。

しかし、施設に対し、家族が賠償責任を追及することは困難で、成年後見制度を利用し、そのための代理権を付与された後見人から行う必要があります。

また、成年後見制度を利用し、法定後見人が選任されている場合には、法定後見人は家庭裁判所に対して、施設に管理を委託している預金や小口現金についても、残高や用途明細を報告する必要があります。仮に施設による杜撰な管理を放置して正確な報告がなされていない場合は、その責任は法定後見人に及び、解任事由に該当する可能性が生じることになりますので注意して下さい。

具体的には、誰の指図で物品等の購入を行っているのか、金銭出納帳に記載している用途が領収書等の内容と符合するかを確認し、領収書等で確認できないものは施設に対し賠償を求める他、以後このようなことがないように改善を求め、預けている預貯金の利用上のルールを取り決める必要があります。

横領等が疑われる場合は、刑事告訴・告発も検討すべきです。

5) 地域生活関係（グループホーム）

【事例】

母親・兄・妹の3人とも障害年金で暮らしている。本人は企業で働いているが、給料は全て兄に取られている。兄は家でブラブラしている。家を出てグループホームで暮らしたい。

【解説】

この事例は、本人が家を出て、グループホームで暮らしたいという気持ちを持っていることに着目してください。家から出て、自分の暮らしを作りたい気持ちは大切であり、重要です。ただし、その背景を整理しておくことが必要です。この事例では、母親・兄・妹が障害者年金で暮らし、家ではブラブラして働いていません。本人の給料も全て兄に取られています。

このことから鑑みれば、まず本人の希望するグループホームへの移行が考えられます。

次に幾つかある問題の整理と解決策に向けて、対応が必要となります。

①本人の希望するグループホームへの生活移行を叶え、且つ本人を守るためには、成年後見制度を利用されることが望ましいことを伝えます。その理由としては、以下の点です。

ア) グループホームの入居に際しては、本人の代理人として契約することになります。部屋代や利用料など契約の内容を解りやすく理解することが可能になります。又、グループホームの情報を取り寄せ、選択に資することも出来ます。

イ) 兄(母)からの権利侵害を防ぐことが出来ます。給与を兄に取られることはありません。

ウ) 生活に必要な相談が出来ます。日常生活に必要な金銭管理はグループホームが行ってくれますが、大きな範囲での管理などは後見人と相談できます。

②このような事例ですと、家族がバラバラに成りがちですが、居住地は変わっても家族としての絆はとても大事なことです。母親・兄・妹との関係を、経済的な視点から見てしまうことが多いのですが、母親・兄・妹が好き好んで今の生活をしているわけではないことに気づくまでには時間が必要です。

まずは、本人の生活を確立していくことを第一に考えていかなければ成りませんが、生活が安定してきたところで、本人の出来ることから家族との関係を築き上げていくことです。無理をすると、本人・家族双方がダメージを受けることとなります。母親・兄・妹にも理解や協力をお願いしたり、又は説得が必要になることもあります。本人がグループホーム等、家から出て居住を共にしないことに抵抗することがありますが、大きな抵抗の要素は、本人と別々に住むことの寂しさよりも、経済的なことが主因です。自由に使えるお金が入らなくなることに抵抗が生じています。説得が難しい状況の時には、福祉事務所のワーカーに入ってもらうことも必要になります。大きなポイントは、本人が稼いだお金を、確実に管理するシステムが必要です。成年後見制度を使って、本人のためにお金が使われるように、通帳・カードなどの管理は、本人が理解できて安全な管理方法を構築することです。

6) 地域生活関係（住宅ローンと手帳）

【事例】

幼少期より知的障害が疑われたが、家族は制度の存在を知らずに手帳の申請をしてこなかった。母が頼み込んで雇ってもらっていた会社で働いていたが、母が亡くなった後、職場でてんかん発作が起き意識を失ったことで退職勧奨を受けた。収入の途を絶たれ、マンションのローン支払いも滞ってしまった。困った姉から相談を受けた。

【解説】

この場合、長期的な財産管理と身上監護の観点から成年後見制度の申請をすすめますが、審判がおきるまでには一定の時間がかかりますので、並行して、さしあたって必要な支援を行なう必要があります。対応すべき問題を整理して優先順位をつけるとともに、利用可能な制度を検討します。

まず、幼少期から知的障害が疑われた状況が明らかであれば、その情報を丁寧に集めて療育手帳取得に結びつけましょう。この情報は、年金申請や生活支援サービスの契約等、その後も様々な場面で重要になります。自治体によっては、手帳がなくても精神科受診の診断書等があれば何らかの法外制度を活用できることもあります。手帳の申請手続きを含めて、市町村の障害福祉課との連携がととても大切です。

また、将来にわたってローンの支払いが難しければ、法的手段を使って債務を処理する必要がありますので、弁護士や司法書士など法律の専門家の助言を得てください。後見人が決定したら後見人の後見支援プランの策定をサポートし、その後の役割分担と連携がスムーズにすすむよう、ご本人に関わる福祉サービス事業所等を交えた関係者会議の開催を提案してください。

7) サラ金関係

【事例】

両親が亡くなり、市営住宅で一人暮らしをしている。姉が隣市にいる。生活態度が悪くなり、会社を首になった。友達と遊びたくて、誘われるままサラ金で借金をするが、返済できなくなった。

【解説】

すでに成年後見人が選任されている場合、サラ金との消費貸借契約を解除してください。

成年後見人が選任されていない場合、まずは弁護士や司法書士に相談してください。法的処理が必要になった場合、お姉さんに申立人になってもらうなどして成年後見人選任の申立てを行い、成年後見人を通じて弁護士等に委任をしてください。返済の見込みがあれば任意整理や個人再生の手続を、見込みがなければ破産の手続に移行することになるでしょう。債権者の取立て等との関係で緊急を要する場合、成年後見申立と並行して審判前の保全処分により、保全管理人を選任してもらう方法もあります。成年後見人の選任は、その後の長期的な本人の金銭管理にとっても重要な意味を持ちます。

これと並行して、友人関係を含めた生活環境の見直しと、就労へのつながりが必要となります。なぜ会社を首になったのか、友達との関係はどうか等について、会社や関係機関から聴取した上で、就労支援センター等の既存機関と成年後見人、お姉さんを含めたカンファレンスを継続的に持ち、新たな支援態勢を築いていくことが必要です。

一人暮らしを続ける場合、成年後見人から金銭管理等の支援を受け、食事や家事の支援は居宅支援事業などを後見人・事業所間の契約により利用することが考えられます。

また、当面の生活の安定、生活の建て直しを目的として、グループホームに入るといった選択も考えられます。

8) 虐待関係

【事例】

両親はおらず、会社の寮に入っている。給料はいろいろ天引きされて、手元にはほとんど残らない。年金が出ていたはずだが、会社が預かっている。

【解説】

後見人制度を使うことによって、本人の給与の管理、預金の管理が可能となります。

また、給与から天引きされている事について、詳しく会社から聞くことが出来ます。

本人の希望するお金の使い方を相談することも出来ます。そのためには幾つかの点が必要になります。

①本人に成年後見制度の説明が必要になります。

成年後見制度は、貴方を守る制度であることを理解してもらうことが必要です。

②次に、今の状況を把握させます。両親がおらず、会社で働き、会社の寮に入っていれば、現在の状況について、どれだけ会社側が説明したいとしても、知的障害のある人が十分理解していることはまずありません。両親も亡くなり、自分の生活する場所は会社の寮しかないと思っていることでしょう。給料が手元に少ししか残らなくても、会社を悪くは思っていないでしょう。ましてや、会社側と交渉しなければならぬことが解ると、自分の立場が悪くなるとか、面倒を見てくれている会社に悪いのではないかと感じてしまいます。ここを乗り越えさせて、本人が本気で何かおかしいから何とかして欲しいと言わない限り、話は先に進みません。

成年後見制度を使って会社と話をするのは、貴方が十分理解できないことを後見人と共に理解していくことであり、会社側が困っていることも、一緒に解決できる方法なので、貴方に危害を加えられることはないことを理解してもらうことです。

③このような事例の多くは、福祉サービスを利用されていない方が多いので、福祉サービスの情報を提供していくことが必要です。そのなかで色々と本人の本音が出てきます。時にはケア・マネジメントの手法の出来る相談事業所を利用することも必要です。

時間は必要ですが、本人の生活プランや希望、または仕事についての思いや希望が出てきます。後見人と共に、福祉サービスも視野に入れて、生活を作り上げていくことになります。

④給与の管理状況や年金の管理状況は、後見人が付くことで明らかになってきます。

未給部分や年金の管理などは、会社側の説明を受けた上で、対応する必要があります。時には本人の認識と異なることがありますから、慎重な対応が必要です。

未給や年金の使途不明が出てきたときは、請求する必要があります。弁護士に依頼してもらう方が良いでしょう。

⑤整理が付いたところで大切なのは、今後の金銭管理です。通帳・カードなど十分な管理体制をどのようにしていくのが重要です。本人の納得できる方法でないと意味がありませんので、注意が必要です。日常的な金銭については、市町村の社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業を使うことも一つの方法です。

9) 加害関係

【事例】

毎日通所している公共バスで、隣の席の若い女性の太ももを触って、警察に突き出された。

【解説】

まずは、本人が女性の太ももを触ったことが事実であるか、確認してください。

事実である場合、直接あるいは警察を通じて女性側に謝罪すべきでしょう。そして、本人の特性等を伝え、理解を促します。並行して、逮捕される前であれば、身近な支援者が本人に付き添い、警察に本人の行動特性やコミュニケーション特性等を詳細に伝えることが重要です。この時点で理解が得られれば、刑事事件にならない場合もあります。なお、本件は通所時のバス内で起きたことなので、これらの過程で通所施設には積極的に関わってもらうべきです。

刑事事件として逮捕されてしまった場合、逮捕直後は家族も面会できません。育成会の方で登録している弁護士に連絡するか、各地の弁護士会にある当番弁護士センターに連絡し、弁護士を派遣してもらいます。その上で、本人が犯行の有無、内容、動機等についてどのように主張しているか、弁護士に代弁してもらうことになります。

一方で、女性の側から慰謝料などの損害賠償を請求される場合があります。賠償額が妥当かどうか、刑事事件との関係で示談をすべきか等判断が難しい問題が多いので、この点も弁護士に相談すべきでしょう。

そして、事件になるか否かを問わず、女性の太ももに触ったということが事実であれば、その原因や背景事情を探ります。この過程でも、通所施設の積極的な関わりが重要です。事件がストレス要因に基づくものであり、背景としてストレスフルな生活状況があったとすれば、それを改善するため、成年後見人による活動が必要になる場合も考えられます。例えば、背景に権利侵害がある場合はこれを回避抑制するために、また家庭環境に原因がある場合は自立に向けたコーディネートのために、成年後見制度の利用を検討します。

10)犯罪被害関係

【事例】

会社の上司にセクハラされた。

【解説】

この場合、まずは被害内容を正確に聴取り、記録化することが必要です。上司は事実を否定し、後の裁判では、被害者の供述能力が問題にされることが予想されるからです。聴取者は適切なコミュニケーションスキルを備えた者が望ましいといえますが、少なくとも日頃から被害者とコミュニケーションを十分に図っている者が聴取者となるべきでしょう。その上で聴取内容をビデオやテープに収め、身体的被害については診断書をとるなどして証拠化に努めます。この過程で、被害者のケアが必要な場合、カウンセリングを受けさせるなどします。

その上で、会社に対して厳格な態度をとるべきです。

セクハラ背景には、上司・部下という権力構造があります。その上、被害者に知的障害がある場合、上司は差別的視点から或いは障害があることを利用して行為に及んでいる可能性があります。さらには、上司個人の問題だけではなく、職場全体にセクハラを生み出す雰囲気が醸成されている可能性もあります。

本人の代弁者である成年後見人を通じ、会社に対して事実確認を求めます。この場合、親は本人が解雇等の不利益を受けることを懸念し、会社に対する行動を躊躇しがちであるため、第三者後見人が望ましいでしょう。事実が確認できれば、謝罪と損害賠償を求めます。さらに、再発防止のための対策(職員の研修等)、セクハラをした上司の処分、会社としての被害者に対するケアを求めていき、被害者が安心して戻れる職場環境を作ります。就労の過程で雇用支援機関が関与している場合には、その介入も積極的に求めていきます。なお、必要であれば成年後見人を通じ、上記業務を弁護士等に委任します。

会社側が事実を否定した場合、会社の管理責任も含めて裁判を提起するかどうか、検討します。

このような厳格な態度を示すことで、本人にもセクハラ被害の重大性を認識させ、今後セクハラ被害に対して適切な対処がとれるように指導することも重要です。

そして、その後の成年後見人の役割としては、継続して会社側に働きかけることで安定した就労環境を継続させ、長期的な本人の見守りを続けていくことが望まれます。

11)消費者被害

【事例】

会社勤めをしてはいるが、やさしくされると断れない性格で、帰り道にあるショッピングセンターで、いろいろ高価な物を次々と買って、ローンを組んでしまう。親は後始末におわれている。

【解説】

緊急的な対応として、まずは消費生活センター等へ相談すべきです。クーリング・オフによる解約が可能かもしれませんが、業者側に障害の内容等を説明することで解約、返金に応じてくるケースは少なくありません。消費生活センター等との連携により、当面の道筋を立てていくことが重要です。

そして、このようなことが続く場合、迷わず成年後見の申立てをすべきです。

個々の被害毎に、親が立て替えて支払い、或いは本人の障害内容や程度を説明して、契約を解除したり、一定の支払をして話をまとめてしまっているのは、何の解決にもなりません。また、次に同じようなことがあった場合、これまでのように簡単に後始末できないかもしれません。

成年後見制度の利用により、今回は簡単に契約を取り消すことができます。今後の予防という観点からも、非常に利用価値の高い制度といえます。

本人の能力に応じ、保佐や補助も利用できます。ここで注意すべき点は、後見人(保佐人、補助人)に誰になるかという点です。このようなことがあったからこそ、親が後見人になることは、子どもへの管理を強めることになり好ましくありません。第三者後見が望ましいといえるでしょう。

さて、成年後見の利用が全てではありません。帰り道にあるショッピングセンターに本人のことを説明し、支援を呼びかけることも必要かもしれません。また、高価な物を買ってしまう本人が、自らこれを克服できなければ、根本的な問題解決に至りません。帰り道の誘惑に負けず、仕事から帰ることができるか、辛抱強い継続した支援が必要となります。

◆5. 身上監護を適切に行っていくために（後見支援プランの作成）

1) 後見支援プランの意義

知的障害者の成年後見においては、とくに身上監護が重要です。判断能力が不十分であるとされても、何らかのかたちで表現される本人の意向を最大限汲み取るとともに、後見人の独善に陥ることなく、常に本人の最善の利益を探る姿勢が必要であるといえます。財産管理についても、保全にこだわるのではなく、本人の希望やニーズに沿ってどのように有効に活用していくかという観点が求められます。

こうした点から、後見人は、本人の生活支援に関わる事業所や身近な人たちとの有機的な連携関係を構築する必要があります。後見人が、本人の権利や希望を阻む存在になる危険性があることも考慮すると、後見活動における意思決定のプロセスを明確にしておく何らかの仕組みも必要です。家族が後見人になる場合には、家族としての感情や役割関係と、後見人としての意思決定を全く分けて考えることは難しいので、なおさら、後見人が関係者とのチームワークを意識し、関係者の合意のなかで後見活動を進めていくという意識が必要です。

これらを形にしていくのが、「後見支援プラン」です。身上監護は、行われるべき具体的内容が明確にされているわけではなく、財産管理のように内容を明確に報告できる性質の業務でもありませんので、後見人によほど明確な義務違反がない限り、家庭裁判所の監督機能も十分には働き得ません。後見支援プランが作成されることにより、監督業務もそれをもとに行われることが期待できます。

2) 後見支援プランの内容

(1) 長期計画

本人のライフステージの各段階において発生する可能性のある諸課題を想定して作成します。枠組みとしては、別表を参考にしてください。例えば比較的年代が若ければ、自立に際した諸課題が想定されますし、高齢期に入ってくると健康管理が重要になってくるでしょう。生活の質の観点からは、一人の独立した消費者として、社会人として、人生を楽しむ達人として、生涯発達の視点を持つこと、本人の力を引き出していくエンパワメントの視点をもつことが大切です。また保護の観点からは、コスト管理も含めた、長期的な安定性の確保やリスクの想定も必要です。

課題が整理されたら、ある程度の対応策や、対応策を立てていくための段取りと、関係者の役割分担も想定しておきます。役割分担は、とくに後見活動の初期の段階では関係者の顔が見えにくかったり、関係者の交代があった場合等には、即座に決めかねることも多いかもしれません。その場合には、最低限、日常生活を維持するために必要な情報集約を誰が行うのか、日常レベルでは対応できない問題が発生した場合に、中心になって対応にあたるのは誰かということだけは明確にしておいてください。

長期計画は、短期計画作成の都度、モニタリングをして修正の必要性がないか検討を加えていきます。

(2) 短期計画

必要に応じて3か月からそれ以上の期間を設定し、その期間内で想定される課題だけでなく、本人の希望や達成したい目標とその実現のための方策、役割分担を盛り込んで作成します。本人の障害が重度であるほど、介護や生活支援はもちろんのこと、余暇や社会参加の面でも福祉制度を活用する機会が多くなるため、生活支援を中心としたケア・マネジメントとの整合性を図っておく必要があります。どのような事態が生じたら計画を見直すのかを考え、変更可能性を想定した柔軟な計画を心がけてください。

3) 後見支援プランの作成方法

(1) プランの作成

2)で述べた内容を参考に、後見人がプランを作成します。その際、本人の希望を踏まえるだけでなく、本人にとって身近な存在である人から意見を聴くことや、生活支援を中心としたケア・マネジメントとの整合性を図っておくことを考慮してください。後見人として判断に迷う事項については、その理由を明確にして、検討事項として挙げておく必要があります。

(2) 関係者会議での合意

本人、家族、関係者に呼びかけて、後見支援プランを協議するための関係者会議を開催します。後見人の活動の初期の段階では、市町村の障害福祉課や、それまでケア・マネジメントを行ってきた人にあらかじめ協力を求め、会議の開催を呼びかけてもらった方がスムーズにすすむかもしれません。関係者としては例えば、ヘルパー、施設職員、世話人等の福祉関係者、就労先の事業所、市町村のケースワーカー、相談支援事業所、その他民生委員や近隣ボランティア等が想定できます。会議で出された意見をもとにプランに修正を加え、会議の構成メンバーによって合意されたプランとして実行していくことが必要です。

(3) 本人の参加

障害の程度に関わらず、プランへの本人の参加は重要です。参加の場面としては、プランの作成と実施後の評価があります。ただし、参加の方法はさまざまな形態が考えられてよいと思われます。

押さえておくべきなのは、プランには本人の希望が反映されるべきであり、本人の納得がなければプランはうまくいかないという点です。プランによって、本人は、自分で自分の人生を生きるという自己コントロール感、生きがい、達成感、社会的な役割を果たす充足感、自分の居場所があるという安心感が得られることとなります。逆に言えば、これらを得られないプランは、本人にとって抑圧しか与えないことになってしまいます。

しかし、本人の希望が、関係者に受け容れられないものであることも想定されます。その場合には、なぜそうなのか、どうすればよいのかを本人に納得してもらうプロセスが大切です。納得が得られない場合には、失敗も含めて経験するという選択も必要になってくるかもしれません。プラン期間を短期に設定し、失敗をリスクとして想定して即座にフォローできる体制をとっておくことが必要になります。

本人が、自らの希望を言語によって適切に伝えることが困難な場合には、誰かがそれを代弁する必要があります。代弁者は唯一絶対の存在として固定的に考えることはむしろ危険な場合もあり、場面別、問題別に誰もがなり得るとした方がよいでしょう。複数の人間がさまざまな観点から本人の意向を探りあてていくという作業こそ、重要なのです。

4)後見支援プランに基づく後見人の役割

後見人の役割として例外なく想定されるのは、後見支援プランに盛り込まれた行政手続きや契約等の法律行為をすすめていくことです。後見の場合には代理を、補助や保佐の場合には本人をサポートすることになります。

別紙の「後見支援プランのシート(案)」に示した支援領域とその支援の内容は、最低限の範囲に過ぎません。本人の希望や親族との調整、支援機関からの希望等でこのシートからはみ出すようなプランも必要となります。さらに次章の3ケースについて「後見支援プランの作成例」を3つ示しましたが、被後見人の抱える課題や本人の希望によって、特に綿密にプランを立てる必要がある領域も発生してきます。プランを立てる時点では、その領域の明確な支援目標や到達イメージが明確でないことも多くありますから、後見人は本人の本音を引き出し、またその変化を敏感にキャッチしながら、根気良くプランの目標を本人と一緒に絞り込んでいく姿勢が重要です。

計画の進行管理という点では、計画が実行されていくこと(主にチームの福祉機関が担当する事実行為等)を見守り、実行が滞っていたり変更が必要な場合にはその原因を探り、必要に応じて会議を呼びかけて対策を立てること等の最終責任を後見人が担います。

また、トラブル発生時等の緊急対応で、後見支援プランに取り決めた役割分担が機能していない場合には、後見人がその代わりに担う支援機関を探し、だれも対応できない場合には後見人が対応することになります。

(1)リスクマネジメント

後見支援プランでは、A～Jまでの支援領域毎に、4)トラブル発生時の情報の集約・その解決のための進行管理・解決策の効果のチェックと、5)トラブルが発生した場合に本人のところへできるだけ早く駆けつける役割、を決めておくことが重要です。しかし、もっと複雑なトラブル(①家族や親族と後見支援チームとの間の意見の相違に関連したトラブル、②後見人と福祉側の支援チームとの間の意見の相違に関連したトラブル、③本人と後見人との間に大きな相違があった場合、等)に対しては、個々の後見支援プランで対応するというより、それぞれの成年後見支援センターがある地域の中で、後見支援の仕組みとして対応方法を検討しておくことが必要です。

また、本人が予期しない犯罪の被害者になった場合や加害者になった場合等の対応も、後見支援センターを中心としたネットワークの中で、大枠の対応の流れを決めておいて、事件が発生したときに素早く担当メンバーが集まって対応を検討できるような取り決めがあることが重要です。

(2)後見支援プランによる身上監護の質の向上

現在、身上監護業務には明確なガイドラインがありません。知的障害者本人、後見人及びその支援チームは、この後見支援プランの作成過程を通して、自分たちで個々の暫定的な身上監護のガイドラインを作り、その実行の中で効果を検証してそれを修正するというサイクルを回していくことが、現状では、身上監護業務を適正に実施する一番有効な方法なのです。また、家庭裁判所に後見活動を報告する際には、後見支援プランとその修正過程を含めて報告書を作成すれば、その後見人の身上監護業務は自ずと明らかになり、質も向上するでしょう。

知的障害者に対する後見支援プランのシート (案)

支援場面 支援の内容	＜暮らす＞			＜働く＞			＜楽しむ＞		J: 本人特有の 問題点及び リスク	
	A: 財産管理	B: 生活支援の 契約等	C: 日常の金銭 管理	D: 一般社 会サー ビスの 利用	E: 医療サー ビスの 利用	F: 通所施設等 の利用	G: 就労に関 連した手 続き・契 約	H: 余暇に関 連した支 援場面		I: 地域生活・社 会参加に 関連した 支援場面
1) 短期課題 及び目標										
2) 長期課題 及び目標										
3) 日常レベルの情報 の集約・進行管理 チェック機能										
4) 日常レベルの 直接の支援										
5) 重要な案件・課題 の発見と会議の 招集										
6) トラブル時の情報 の集約・進行管理 ・チェック機能										
7) トラブル時の 直接の支援										
8) 本人の本音を 引き出して サポートする										

後見支援プランの作成例 1

事例2) 親子の高齢化 (37 ページ) の後見支援プランの例

支援場面 支援の内容	暮らす					働く		楽しむ		J: 特有問
	A: 財産	B: 生活	C: 金管	D: 一般	E: 医療	F: 通所	G: 就労	H: 余暇	I: 参加	
1) 日常進行管理										
2) 日常直接										
3) 重要な会議										
4) トラブル管理										
5) トラブル直接										
6) 本音支援										

後見支援プランのシートは、その中に示された最低限の支援課題を、後見支援チームの中で漏れなく対応するための道具です。以下の3事例では、後見支援プランシートの俯瞰的なイメージをお伝えするために、短期目標・長期目標を省略して記載しています。

重点プラン1：

それまで家庭生活のすべてを取り仕切っていた父親の死亡で、認知症の母親との生活を全般的に立て直す生活支援の包括的なプランが必要です。このプランでは、本人の意向が母親との同居の継続なのか、それとも分離した生活なのかという選択で大きく分岐します。同居の継続なら母親の介護保険サービスと本人の自立支援法に基づいた支援サービスとの効率の良い組み合わせとその進行管理、問題が起きた場合に直ぐに駆けつける人はだれか、さらに問題を解決するまでの担当責任者等を決めておくことが重要です。特に3) 重要な案件に対する会議の招集や、4) トラブル時の進行管理等では後見人の役割を明確にしておくことが重要です。

重点プラン2：

重点プラン1と密接な関係がありますが、父親の遺産相続手続きや今後の長期的な経済状況の見通しを立てます。場合によっては将来生活保護等の受給を予定したり、持ち家ならそのメンテナンスも計画に入れないといけないでしょう。さらに日常的な金銭管理の具体的な方法とその役割分担等を明確にしておくことが重要です。

重点プラン3：

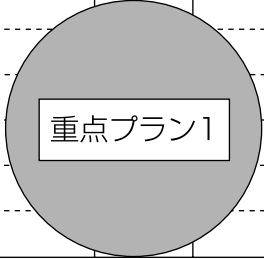
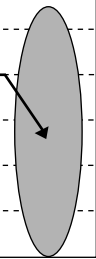
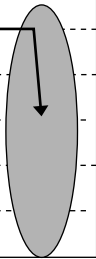
離職した本人の今後を考え、再び一般就労へのチャレンジなのか、高齢期を目の前にして穏やかな福祉就労への転換なのかという重要な選択をしなければなりません。それは本人の本音を引き出しながら、本人が納得する過程を試しながら繰り返す時間のかかる作業になるでしょう。そして一般就労なら就労支援機関や雇用主や直属の上司が、福祉的就労なら作業所職員等が新たな後見支援チームに参加することになります。

重点プラン4：

本人特有の課題としては、やはり認知症の母親への理解とその介護への参加の可能性と限界ということでしょう。この課題は母親自身の認知症の進行や母親を担当する後見人との調整も含めた大変複雑で修正を繰り返すプランになることが予想されます。そこでも本人の本音を引き出しながら、良好な親子関係を維持するためにどのような方法が良いのかをその時その時、本人と一緒にチームが考えながら進めることが重要です。

後見支援プランの作成例 2

事例5) グループホーム (40 ページ) の後見支援プランの例

支援場面 支援の内容	暮らす					働く		楽しむ		J: 特有問
	A: 財産	B: 生活	C: 金管	D: 一般	E: 医療	F: 通所	G: 就労	H: 余暇	I: 参加	
1) 日常進行管理										
2) 日常直接										
3) 重要な会議										
4) トラブル管理										
5) トラブル直接										
6) 本音支援										

経済的な搾取の疑いのある家族との分離を進めるためには、かなり包括的で綿密な支援が必要となります。

重点プラン1：

このプランでは、家族から本人を分離する時期、グループホームの支援を受けながら就労生活を継続する時期、グループホームから一人暮らしへと自立する時期等、かなり長期的な見通しを持つことが必要です。特に家族からの分離の時期には、本人の本音を聞きだしながら自立したいという気持ちを支える支援者たちの役割が重要です。その役割を後見人、グループホームの世話人、就労支援機関、さらにはコミュニティーフレンド等が連携して担当します。また、一旦家族から分離した後も、その家族たちとの定期的な良い交流の機会を支援することも重要です。さらにもし本人が望むのであれば、自分の給料の中から家族を支援するお金を送ること等も、本人の役割意識や家族との絆として必要であれば、それも検討しなければならないでしょう。しかし、家族が強引に本人の自立を妨げたり、経済的な搾取を続けようとするのであれば、後見人を中心としたチームで本人を守ります。

重点プラン2：

この事例では、本人が家族から離れて一人暮らしをする原動力となっているのは、一般就労を継続しているということから派生した自信やその中で身に付けた権利意識等だと思われます。ですから本人が家族と適切な距離を持って付き合うためには、安定した一般就労を支えることがとても重要なのです。本人が納得するのであれば、雇用主や上司に生活の環境が大きく変化することを伝えて、職場からも本人を支えてもらうこともプランの中で検討します。また、本人が一般就労を継続できるように、職場でのやりがいへの配慮や適切な昇給、昇進についても目を配ることが大切です。

重点プラン3：

本人特有の問題としては、本人が自立した後に残される母親と兄の生活プランでしょう。母と兄の生活や就労に適切な支援が付いて生活が安定すれば、本人との距離や家族としての関係もより適切なものになっていくはずですが、これは本人の後見チームの業務ではありませんが、本人がグループホームから一時帰宅する場所でもありますので、母や兄を支える福祉チームとの連携という点で、プランの中に含めておくと良いでしょう。

後見支援プランの作成例 3

事例7) サラ金関係 (42 ページ) の後見支援プランの例

支援場面 支援の内容	暮らす				働く		楽しむ		J: 特有問	
	A: 財産	B: 生活	C: 金管	D: 一般	E: 医療	F: 通所	G: 就労	H: 余暇		I: 参加
1) 日常進行管理										
2) 日常直接										
3) 重要な会議										
4) トラブル管理										
5) トラブル直接										
6) 本音支援										

この事例ではサラ金への対応として司法専門職を利用していますが、これはD：一般社会サービスの利用、という支援場面に含めています。

重点プラン1：

後見人を通じて相談した弁護士等を有効に活用して、任意整理や自己破産を行う過渡的な支援と、その後の日常的な金銭管理、財産管理を行う長期的な支援を組み合わせるプランが必要です。後見人としては、本人が自分のお金を管理されている息苦しさを軽減する工夫が必要です。また、将来的なリスク管理として、各都道府県の貸金業協会へ与信自粛依頼（いわゆるブラック・リストに載せる）や郵便物管理の強化等検討が必要でしょう。

重点プラン2：

一人暮らしについては、本人の本音を聞き出す一方で、福祉機関に生活の自立度に関する評価をしてもらい、必要な在宅支援やグループホームへの移行等について、検討をしていきます。これもすぐに目標が決まるというのではなく、在宅支援サービスを試行的に使ってみる等幾つかの方法を試した後に、本人の納得できる選択に絞り込む根気の必要な作業となります。

重点プラン3：

会社を解雇された原因となった生活の乱れの原因や解雇までの過去経過、本人の就労能力に関する就労支援機関等の評価等の情報を集めて、本人と一緒に今後の就労について考えていきます。ここでは、働く意欲やお金を稼ぐ目的、職場でのやりがい等多面的に本人の気持ちを支えながら方針を決めていくことが重要です。しかも仕事内容との相性や職場での人間関係等によって頻繁な方針の調整が必要となります。これらのデリケートな作業を後見人や雇用主等を含めたチームで支援していきます。

重点プラン4：

この事例では友人との遊びを通じてサラ金への借金が大きくなっています。本人の余暇や友人関係は本人にとって一番干渉されたくない領域です。しかし、知的障害者を狙っているグループとの交流や詐欺等の犯罪ぎりぎりのことをしている仕事の同僚等がないか、過去経過やそれらの友人との接点などについて検討することが重要です。そして、そのような悪い友人しか交流できない貧しい人間関係を改善するために、どのような余暇や社会参加の機会が良いのか、そしてもちろん本人がそれを希望して楽しめるか、等をチームで検討していきます。このような支援にこそコミュニティーフレンドのような社会資源が重要です。

◆6. 成年後見制度の限界と行政の役割

1) 成年後見制度はセイフティーネットから福祉の基盤サービスへ

現在、市町村行政の立場では、成年後見制度の活用はまだ「セイフティーネットの一つ」という域を出ていません。

一方、保健福祉サービスの多くが民間企業によって提供され、そのサービスを利用する手続きも措置から契約へと移行した現在、保健福祉サービスを利用するためには、利用する個人が契約能力やサービスを取捨選択するマネジメント能力を持っていることが前提となっています。

従って、知的障害者の契約能力やマネジメント能力を支援する成年後見制度は、保健福祉サービスを利用する上での基盤的な支援であると言えるでしょう。

多くの種類の支援サービスを提供して、それを利用するための経済的な保障もするから、自分に必要な支援サービスを自分で選んで、契約して、自由に使ってください、というのが今後の保健福祉の考え方です。従って、自分に必要なサービスを選んで、それらのサービス提供者に対して自分のニーズを伝えて、自分に合ったサービスに調整してもらう過程、言わばオーダーメイドの服を注文する能力が重要なのです。成年後見制度は、保健福祉サービスを、個々の知的障害者の都合に合わせて注文して使いやすいうように調整するという重要な部分を担っているのです。

このように、成年後見制度は、例外的なケースに限って活用されるセイフティーネットから、基盤的な支援サービスへと、保健福祉施策の中でその位置を変化させる必要があります。しかしそのような施策上での位置付けの変更は、各自治体の成年後見制度に対する理解の程度によって大きく異なってくるでしょう。

2) 成年後見制度と権利擁護

知的障害者自身にとって成年後見制度は、家族から自立した個人として、社会の中で自分らしい自立した生活を送るために「必要な支援を権利として活用する」、そのための重要な手段です。

また、知的障害者にとって成年後見制度は、福祉サービスの利用にあたっての要望や苦情を通じて、自分の生活に合わせた支援サービスへと改善させる場合や、深刻な権利侵害を受けた場合の防衛・侵害された権利の回復を行う場合にも、大変有効な手段です。

さらに今後、知的障害者にとって成年後見制度は、障害を理由とした社会的な活動からの差別や排除に対して、その改善や差別的なルールをなくすことを社会に対して要求する場合等にも重要な役割を担うことが予想されます。

ただ上記の整理は、このように広範囲で多様な権利擁護活動のすべてを、成年後見一人一人に担わせるということではありません。この成年後見支援センターの「相談ガイドブック」が繰り返し述べてきたことでもあります。知的障害者の生活支援を含めた権利擁護活動は、本人を含めたチームで行うことが大原則です。一見、親代わりの役割に見える成年後見人もまた、このような知的障害者を支援するチームの一員であることに変わりはないのです。従って、成年後見人は知的障害者の権利擁護に関連した活動のすべてに関わることはもちろんですが、その活動は、他の多くの支援チームのメンバーとの協力の中で常に行われる、という点を改めて強調しておきたいと思います。

3) 措置の役割の再考

これまで行政による措置は、セイフティーネット的な意味合いを強く持っていました。措置は、必要な支援サービスや施設利用を、行政の判断で割り振り、その利用を仲介する役割や、生活保護に代表されるような、強い権限を背景にして、経済的支援・生活指導を継続的に行う役割等を担ってきました。この意味で行政の措置は、成年後見制度に似通った役割を果たしてきたとも言えるでしょう。しかし、その措置によって実現された生活は、対象者の安全と、最低限の生活の保障を最優先したもので、生活の質や本人の意向などについてはその優先順位は曖昧な状態でした。

このような措置の役割や性格は、介護保険制度や自立支援法の施行によって、支援の目標として自己決定やノーマライゼーションに高い優先順位が置かれるようになったことや、行政サービスの多くが民間サービスと同列のものとして考えられるようになったこと等によって、変化してきているのが現状です。また、措置機能とは、施設入所や支援サービス利用の単なる入り口だけではなく、その後の長期的な支援や、サービスの質に対する監督責任等をも持っていることも明らかになってきています。つまり行政の措置の中に潜在していたマネジメント機能や医療同意、そして死後事務等を担う親族機能等が、契約制度への移行によって顕在化しつつあるのです。しかし、行政が措置によって対応したすべての人たちに対して、その後の長い人生のすべてにわたってマネジメント機能や家族に代わる機能を果たしつづけることは不可能です。

この点は、高齢者虐待防止法等に、緊急の対応によって安全が確保された後には、速やかに措置的な対応から成年後見制度にバトンタッチしないさいと明記されていることでも判るように、行政の措置という緊急対応の中には、成年後見制度という本来の流れに対象者を戻すことが含まれるようになっていくのです。

4) 新たな行政の役割 柔軟なセイフティーネットと権利擁護施策の環境整備

成年後見制度は、個々の知的障害者に合わせて保健福祉サービスをアレンジして、その効果をチェックするというような日常的な役割から、権利侵害等の緊急の事態にあって、本人を守りその権利を回復する非日常的な役割まで、その活動は広範囲です。しかし、その活動は前述したように一人で行うのではなく、民間支援サービスや市民ボランティア等も含めたチームで行うことが重要です。

そしてこのような個々の知的障害者を支えるチームが、必要な場合にすぐに形成されるように、またその中に成年後見人がすぐに参加できるように、地域の資源や環境を整えることこそ、行政のもう一つの役割です。このような障害者・高齢者に対する支援チームの形成と活動を支える環境の整備は、障害者・高齢者の保健福祉施策の中で計画的に行われるべきものです。しかも従来の保健福祉施策とは異なり、支援チームの活動目標が、本人の自己決定やノーマライゼーションの実現等の権利擁護理念に高い優先順位を置いている現状では、保健福祉施策と権利擁護施策は一体的なものとして提示される必要があります。

また、後見人を含む支援チームには、当然行政機関もメンバーとして参加しているわけですが、他のメンバーと異なり、チーム全体でどうしても対応が困難な場合には、措置を含めたセイフティーネットを発動するという重要な役割を担っていることを確認しておくことが重要です。

そして、セイフティーネットでも対応できない新たな事態や困難な事例に対して、それを新たなニーズとしてキャッチして、当事者意識を持って、施策提言や新たな地域資源育成に結び付けていく重要な役割を担っていることも常にチーム内で確認していくことが重要でしょう。

5)保健福祉施策と一体となった権利擁護施策のグランドデザイン

保健福祉施策と一体的な権利擁護施策のグランドデザインとはどのようなものでしょうか。

障害者基本法や国連障害者の権利条約等の法が支える理念の実現を目指して、日常レベルと虐待や犯罪被害等の非日常レベルの両方にわたって、セイフティーネットと環境整備という行政の主な役割を明らかにしながら、その中で当事者、市民、企業、NPO、行政、そして成年後見人がチームを組んで、柔軟に保健福祉サービスと社会サービスをつなぎ合わせ、一人一人の障害者・高齢者の充実した社会生活を支える、そのようなしくみを俯瞰できるグランドデザイン。

その中に、成年後見制度および知的障害者成年後見支援センターの役割を明確に位置付けていくことが重要です。

知的障害者成年後見支援センター「相談ガイドブック」

《執筆者一覧》(執筆順)

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業 「相談」小委員会委員

細川 瑞子 (ほそかわ みずこ) はじめに・2. 2)

本小委員会委員長・全日本手をつなぐ育成会中央相談室長・社会福祉士・親

朝比奈 ミカ (あさひな みか) 1.・4. 6)・5. (共同執筆)

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」施設長・社会福祉士

渡辺 一郎 (わたなべ いちろう) 2. 1) & 3)・5. (共同執筆)・6.

本プロジェクト中央委員・本小委員会コーディネーター
・足立区中部福祉事務所・社会福祉士

矢頭 範之 (やとう のりゆき) 3. 1)～3)・4. 1) & 3) & 4)

司法書士・成年後見センター・リーガルサポート東京支部長

関哉 直人 (せきや なおと) 3. 4)～6)・4. 7) & 9) & 10) & 11)

弁護士・全日本手をつなぐ育成会法律相談担当

大竹 眞澄 (おおたけ ますみ) 3. 7)・4. 2) & 5) & 8)

けやきの杜施設長

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業・report 3 知的障害者成年後見支援センター「相談ガイドブック」

発行日：2007年1月31日

編集者：細川 瑞子

発行者：藤原 治

発行所：社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階

T E L : 03-3431-0668 F A X : 03-3578-6935

Eメールアドレス : ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

<http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai>

印刷所：(株)カノウ印刷

